会計情報

Accounting, Tax & Consulting

する事例分析(第3回)

収益認識会計基準等の開示に関 国際会計基準(IFRS)国際会計基準(IFRS)ーつくり手 の狙いと監査 第31回 企業価値とのれん(その11)

令和5年度税制改正大綱の概要







Contents

収益認識会計基準等の開示に関する事例分析

2 (第3回)

公認会計士 崎山 友香子 公認会計士 森 みずほ

金融庁:「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 10 に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等 の公表について

『会計情報』編集部

会計・監査 -

金融庁:金融審議会「ディスクロージャーワーキ

11 ング・グループ 報告の公表について

『会計情報』編集部

法務省:「会社法施行規則等の一部を改正する

12 省令案」に関する意見募集の結果について 『会計情報』編集部

国際会計基準(IFRS)一つくり手の狙いと監査 13 第31回 企業価値とのれん(その11)

前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継

デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子

44 会計基準等開発動向

収益認識会計基準等の開示に関する事例 分析(第3回)

ない はまり はまり か こ 公認会計士 崎山 友香子 公認会計士森みずほ

1. はじめに

本連載では、企業会計基準第29号「収益認識に関す る会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)及び 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計 基準の適用指針」(以下「収益認識適用指針」という。 また収益認識会計基準とあわせて「収益認識会計基準 等」という。) に関連する2022年3月末の決算の連結計 算書類の開示の事例分析を行った。

第3回の本稿では、収益認識に関する注記の事例分析 について紹介する。

なお、本稿は有限責任監査法人トーマツ『会社法計算 書類作成ハンドブック(第17版)』(2023年3月発売予 定)第1章 II を基に執筆している。

また、本文中の参照法令等は以下の略称を使用してい る。

本文中法令等	参照法令等(かっこ内)
会社法第12条第1項第4号	(会社法12 ④)
会社法施行規則第11条第1項第2号	(会施規11 ②)
会社計算規則第10条第1項第2号	(会計規10 ②)

2. 分析対象会社

次の条件で分析対象会社(計97社)を選定した。

- (i) 日本経済新聞社が「日経平均株価 構成銘柄選 定基準(2022年4月4日適用)」により選定した日 経平均株価(※)の構成銘柄に含まれている。
- (ii) 日本基準を採用している。
- (iii) 決算日が3月31日である。
- (iv) 東京証券取引所の業種区分が金融・保険業(銀 行業、証券、商品先物取引業、保険業、その他金融 業)ではない。

なお、調査にあたっては、連結計算書類の分析を 行った。ただし、本稿の分析(4. 開示事例分析(4) 収益認識に関する注記(連結財務諸表と連結計算書 類との比較)) では有価証券報告書における連結財 務諸表と連結計算書類を比較している。

(※) 日経平均株価は、日本経済新聞社が「ダウ式平 均」によって算出する指数である。基本的には225 銘柄の株価の平均値だが、分母(除数)の修正など

で株式分割や銘柄入れ替えなど市況変動以外の要因 を除去して指数値の連続性が保たれている。指数算 出の対象となる225銘柄は東京証券取引所プライム 市場から流動性・業種セクターのバランスを考慮し て選択されている。

3. 会計基準等の要求事項の整理(収益認 識に関する注記)

(1) 収益認識会計基準等

収益認識に関する注記は、顧客との契約から生じる収 益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確 実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十 分な情報を開示する(収益認識会計基準第80-4項)。

また、この開示目的を達成するため、収益認識に関す る注記として、次の項目を注記する(収益認識会計基準 第80-5項)。

- (i) 収益の分解情報
- (ii) 収益を理解するための基礎となる情報
- (iii) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するため の情報

収益認識に関する注記は、「収益の分解情報」、「収益 を理解するための基礎となる情報」及び「当期及び翌期 以降の収益の金額を理解するための情報」の各事項の具 体的な内容について、収益認識会計基準第80-10項から 第80-24項において、詳細な定めを置いている。

(2) 会社計算規則

収益認識会計基準等の「収益認識に関する注記」で は、「収益の分解情報」、「収益を理解するための基礎と なる情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解 するための情報」の各項目の具体的な内容について詳細 に定められている一方で、会社計算規則第115条の2は、 「収益認識に関する注記」が概括的に規定されている。

法務省は、会社計算規則「収益認識に関する注記」に ついて、同省の考え方を以下のように説明している (「「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意 見募集の結果について」の「結果概要別紙」(2020年8 月12日公表))。

会社法は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年 度の終了後一定の時期に招集しなければならないと 規定しているが (会社法2961)、事業年度の終了

後3か月以内に定時株主総会を開催することを求め ているわけではない。むしろ、充実した内容の計算 書類を作成するとともに適切な監査を行うことがで きるだけの十分な期間が確保されるように、定時株 主総会の議決権の基準日や定時株主総会までのスケ ジュールを設定することが望ましいと考えられる。 もとより、会社法及び関係省令が定める利害関係者 に対する情報開示に関する規定は、定款において定 時株主総会の議決権の基準日を事業年度の末日とす ることを前提として「必要最低限の開示」を求める ものではない。

- 収益認識会計基準等においては、「収益の分解情 報」、「収益を理解するための基礎となる情報」及び 「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための 情報」の各事項の具体的な内容について詳細な定め が置かれているが、他方で、これらの注記事項は、 最低限の注記のチェックリストとして用いられるこ とを意図したものではないとされ(収益認識会計基 準第167項)、これらの注記事項のうち、開示目的 に照らして重要性に乏しいと認められる事項につい ては、記載しないことができることとされている (収益認識会計基準第80-5項)。これに加えて、会 社計算規則は、有価証券報告書を提出する会社のみ を対象としているものではないことや、有価証券報 告書に加え、会社法上の計算書類においても当該事 項の注記を求められることによる実務上の負担等も 考慮し、本省令においては、各株式会社の実情に応 じて必要な限度での開示を可能とするため、上記の 収益認識に関する注記の内容は、収益認識会計基準 等における定めとは異なり、概括的に定めることと している。したがって、収益認識会計基準等におい て具体的に規定された事項であったとしても、各株 式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事 項の注記を要しないと合理的に判断される場合に は、計算書類において当該事項について注記しない ことも許容されると考えられる。
- 他方で、当該事項の注記の要否は、各株式会社に おいて、その実情を踏まえ、個別に判断されるべき ものであるから、そのような判断を要せずに画一的 に、収益認識会計基準等において注記を求められる 事項の一部について、注記を要しないものとする規 定等は設けないこととしている。また、株式会社の 会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣 行に従うものとすることとされている(会社法 431) ところ、収益認識会計基準等は、IFRS第15 号の注記事項が国際的に有用と考えられる項目とし て各国において開示されていることを踏まえると、 財務諸表作成者に生ずる負担を考慮しても、その定 めを基本的に全て取り入れることが相当であるとい う方針の下で定められている。このことも踏まえる と、会社計算規則において、収益認識会計基準等に おいて注記が求められている項目自体を修正等する

ことは相当でない。

● もっとも、会社法第115条の2第1項所定の注記 は、収益認識会計基準等を適用する株式会社を対象 とするものであり、必ずしも全ての株式会社を対象 とするものではなく、また、前記のとおり、収益認 識会計基準等において具体的に規定された事項であ っても、各株式会社の実情を踏まえ、当該事項の注 記を要しないと合理的に判断される場合には、計算 書類において当該事項について注記しないことも許 容されると考えられるが、これらを踏まえても、特 に、同項第1号及び第3号に掲げる事項の注記を求 めることについては、有価証券報告書を提出しなけ ればならない株式会社以外の株式会社に過大な負担 となるおそれがあるという御意見が比較的多く寄せ られたこと等を踏まえ、原案を修正し、会社法第 444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社に あっては、会社法第115条の2第1項第1号及び第3 号に掲げる事項を省略することができることとした。

また、会社計算規則「第115条の2第1項の規定によ り注記すべき事項の範囲」について、同省の考え方を以 下のように説明している。

- ・ 前記のとおり、収益認識会計基準等においては、 「収益の分解情報」、「収益を理解するための基礎と なる情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を 理解するための情報」の各事項の具体的な内容につ いて詳細な定めが置かれているが、他方で、これら の注記事項は、最低限の注記のチェックリストとし て用いられることを意図したものではないとされ (収益認識会計基準第167項)、これらの注記事項の うち、開示目的に照らして重要性に乏しいと認めら れる事項については、記載しないことができること とされている(収益認識会計基準第80-5項)。
- これに加え、会社計算規則は、有価証券報告書を 提出する会社のみを対象としているものではないこ とや、有価証券報告書に加え、会社法上の計算書類 においても当該事項の注記を求められることによる 実務上の負担等も考慮し、本省令においては、各株 式会社の実情に応じて必要な限度での開示を可能と するため、上記の収益認識に関する注記の内容は、 収益認識会計基準等における定めとは異なり、概括 的に定めることとしている。したがって、収益認識 会計基準等において具体的に規定された事項であっ たとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類 においては当該事項の注記を要しないと合理的に判 断される場合には、計算書類において当該事項につ いて注記しないことも許容されると考えられる。

会社計算規則

(収益認識に関する注記)

第115条の2

収益認識に関する注記は、会社が顧客との契約に

基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第一号及び第三号に掲げる事項を省略することができる。

- 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 二 収益を理解するための基礎となる情報
- 三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- 2 前項に掲げる事項が第百一条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。
- 3 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における第一項(第二号を除く。)の注記を要しない。
- 4 個別注記表に注記すべき事項(第一項第二号に 掲げる事項に限る。)が連結注記表に注記すべき事 項と同一である場合において、個別注記表にその旨 を注記するときは、個別注記表における当該事項の 注記を要しない。

4. 開示事例分析

(1) 収益の分解情報

当期に認識した顧客との契約から生じる収益は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する(収益認識会計基準第80-10項)。収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定する。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もある(収益認識適用指針106-3項)。また、収益の分解情報と、セグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記す

る(収益認識会計基準第80-11項)。

なお、収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮する(収益認識適用指針第106-4項)。

- (i) 財務諸表外で開示している情報(例えば、決算 発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資 料)
- (ii) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している 情報
- (iii) 他の情報のうち、上記(i)及び(ii)で識別 された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表 利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績 評価を行うために使用する情報

また、収益認識適用指針第106-5項では、収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられている。

- (i) 財又はサービスの種類(例えば、主要な製品ライン)
- (ii) 地理的区分(例えば、国又は地域)
- (iii) 市場又は顧客の種類(例えば、政府と政府以外 の顧客)
- (iv) 契約の種類(例えば、固定価格と実費精算契約)
- (v) 契約期間(例えば、短期契約と長期契約)
- (vi) 財又はサービスの移転の時期(例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益)
- (vii) 販売経路 (例えば、消費者に直接販売される財 と仲介業者を通じて販売される財)

分解情報の開示区分を調査したところ、分析対象会社における開示の状況は、(i) 財またはサービスの種類、(ii) 地理的区分で開示している会社が多く、その他、(iii) 市場または顧客の種類、(vi) 財またはサービスの移転の時期の開示が行われている会社も見受けられた。上記単一の区分での開示のほか、複数の区分での開示を行っている会社も多数見受けられた。

<事例①>(i)財又はサービスの種類、(ii)地理的区分、及び(vi)財又はサービスの移転の時期を開示区分と している事例

マルハニチロ(株) 2022年3月期

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる製品及びサービスとの関連は次のと おりであります。

(単位:百万円)

		報告セグメント				合計
	水産資源	加工	物流	計	(注) 1	(注) 2
主要な財又は						
サービスのライン						
魚介類	466,691	22,290	-	488,982	3	488,986
加工食品	21,164	64,404	=	85,569	11	85,581
冷凍食品	13,208	137,943	-	151,152	2	151,155
畜産物	373	71,094	-	71,468	-	71,468
ペットフード	25,660	=	=	25,660	11,054	36,715
保管・凍結・運送	782	112	14,625	15,520	1,917	17,437
その他	14,769	131	-	14,901	457	15,359
外部顧客への売上高	542,651	295,976	14,625	853,253	13,448	866,702
主たる地域市場						
日本	386,950	291,875	14,625	693,451	12,638	706,089
北米	42,039	347	-	42,386	-	42,386
ヨーロッパ	56,019	22	-	56,041	0	56,042
アジア	40,290	3,731	-	44,021	809	44,830
その他	17,352	=	-	17,352	-	17,352
外部願客への売上高	542,651	295,976	14,625	853,253	13,448	866,702
収益の認識時期						
一時点で移転される財	541,392	295,864	-	837,257	11,089	848,346
一定の期間にわたり						
移転されるサービス	1,259	112	14,625	15,996	2,359	18,356
外部願客への売上高	542,651	295,976	14,625	853,253	13,448	866,702

⁽注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業及びペット フードの製造販売業等を含んでおります。

難となるような体系で記載されることは想定されず、収 (収益認識会計基準第170項)。 益認識に関する注記の開示目的に照らして、企業の収益 えば、収益の分解情報の区分に関連付けて、履行義務にた。

収益認識に関する注記は、財務諸表利用者の理解が困 関する情報等の必要な項目を記載することが考えられる

収益の分解情報の区分と、重要な会計方針の注記(会 及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると 計規101Ⅱ)の整合性を調査したところ、分析対象会社 考えられる方法で注記を記載することが考えられる。例 における開示の状況は、概ね整合している状況であっ

^{2.} 連結損益計算書に計上されている「売上高」866,702百万円は、主に「顧客との契約から認識した収益」です。それ以外 の源泉から認識した収益は主に不動産賃借等に係るものであり、その額に重要性がないため、顧客との契約から生じる収益 を分解した情報に含めて開示しております。

会計方針に関する事項

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

履行義務に関する情報の説明において、収益の分解情報(セグメ ント、収益認識の時期別)が理解できるように記載している。

①製品の販売

ソリューションシステム事業及びコンポーネント&プラットフォーム事業における製品の販売について は、顧客との契約等に基づき、顧客側で製品の検収が行われる場合には顧客の検収完了時点、検収が行わ れない場合には製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

②役務の提供

ソリューションシステム事業及びコンポーネント&プラットフォーム事業における役務の提供について は、役務の提供に応じて収益を認識しておりますが、定期保守契約のように契約期間にわたり役務を提供 する場合には、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、主としてソリューションシステム事業における請負製造や社会インフラ系の工事については、一 定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識して おります。進捗度の測定は、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に 基づいて行っております。

地理的市場、収益認識の時期別に分解した情報と各報告セグメン トの収益情報との関係を理解できるように記載している。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セグメント				
	ソリューション システム	コンポーネント& プラットフォーム	計	その他 (注)	合計	
<売上高の内訳>						
顧客との契約から生じる収益	162,624	186,041	348,666	423	349,090	
その他の収益	20	2,954	2,974	-	2,974	
売上高合計	162,645	188,995	351,641	423	352,064	
<地理的市場>						
顧客との契約から生じる収益						
日本	162,610	131,175	293,785	423	294,209	
北米	-	8,144	8,144	-	8,144	
中南米	-	2,093	2,093	-	2,093	
欧州	8	24,377	24,386	-	24,386	
中国	6	5,393	5,400	-	5,400	
その他	-	14,855	14,855	-	14,855	
その他の収益						
日本	20	2,954	2,974	-	2,974	
<収益認識の時期>						
顧客との契約から生じる収益						
一時点で認識される収益	45,747	145,443	191,190	396	191,587	
一定の期間にわたり認識される収益	116,877	40,598	157,475	27	157,502	

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、用役提供、その他機器商品の製造及び販売を行っております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

関連しているのかを示す基礎となる情報として、次の事 会計方針として注記している内容は、収益認識に関する 項を注記する(収益認識会計基準第80-12項)。

- (i) 契約及び履行義務に関する情報
- (ii) 取引価格の算定に関する情報
- (iii) 履行義務への配分額の算定に関する情報
- (iv) 履行義務の充足時点に関する情報
- (v) 本会計基準の適用における重要な判断

上記事項については、収益認識会計基準第80-13項か 顧客との契約が、財務諸表に表示している項目又は収 ら第80-19項において、詳細な定めを置いているが、収 注記として記載しないことができる(収益認識会計基準 第80-8項)。

> 収益を理解するための基礎となる情報の記載場所を調 査したところ、重要な会計方針の注記に記載し、当該記 載を参照している会社が多く見受けられた。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解す るための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解で きるよう、次の事項を注記する。(収益認識会計基準第 80-20項)

- (i) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契 約負債の期首残高及び期末残高(区分して表示 していない場合)(収益認識会計基準第79項な お書き)
- (ii) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約 負債残高に含まれていた額
- (iii) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な 変動がある場合のその内容
- (iv) 履行義務の充足の時期(収益認識会計基準第 80-18項(1)) が通常の支払時期(収益認識会 計基準第80-13項(2)) にどのように関連する のか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負 債の残高に与える影響の説明

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履 行義務から、当期に認識した収益(例えば、取引価格の 変動)がある場合には、当該金額を注記する。

収益認識会計基準第80-20項(1)から(4)に定める契 約資産及び契約負債の残高等の注記調査したところ、分 析対象会社における開示の状況は以下のとおりであっ た。

一部又は全部を注記	83社
注記していない	14社

また、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な 変動がある場合(収益認識会計基準第80-20項(3))の 内容について、重要な変動がある場合のその内容を注記 しているかを調査したところ、分析対象会社における開 示の状況は以下のとおりであった。

	内容につい	内容につい	注記して
	て影響額と	て注記して	いない
	ともに注記	いる	
	している		
「当期中の契約資産及			
び契約負債の残高の重			
要な変動がある場合の	2社	6社	75社
その内容」の注記の有			
無及び内容			

② 残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる 収益の金額及び時期について理解できるよう、残存履行 義務に関して次の事項を注記する(収益認識会計基準第 80-21項)。

(i) 当期末時点で未充足(又は部分的に未充足)の 履行義務に配分した取引価格の総額

- (ii) (i) に従って注記した金額を、企業がいつ収 益として認識すると見込んでいるのか、次のい ずれかの方法により注記する。
 - ・残存履行義務の残存期間に最も適した期間に よる定量的情報を使用した方法
 - ・定性的情報を使用した方法

残存履行義務に関して、残存履行義務の残存期間に最 も適した期間による定量的情報を使用した方法又は定性 的情報を使用した方法のいずれを適用しているかを調査 したところ、分析対象会社における開示の状況は以下の とおりであった。

残存履行義務の残存期間に最も適した期間による	31社
定量的情報を使用した方法 (*1)	
定性的情報を使用した方法 (*2)	22社
記載していない ^(*3)	44社

- *1:残存履行義務について、年数で区切って収益として認識する 額を記載する事例、1年以内のものは実務上の便法(収益認識 会計基準第80-22項(1)) を適用している旨を記載している事 例が見られた。
- *2:収益の分解情報の区分と関連付けて、残存履行義務の残存期 間の最長期間を記載している事例が見られた。
- *3:1年を超える重要な取引がない旨を記載している事例が見られ た。

なお、以下のいずれかの条件に該当する場合には、残 存履行義務の注記に含めないことができるとする、実務上 の便法が認められている(収益認識会計基準第80-22項)。

- (i) 履行義務が、当初に予想される契約期間が1年 以内の契約の一部である。
- (ii) 履行義務の充足から生じる収益を収益認識適用 指針第19項(※)に従って認識している。
- (iii) 次のいずれかの条件を満たす変動対価である。
 - ・売上高又は使用量に基づくロイヤルティ
 - ・収益認識会計基準第72項の要件に従って、 完全に未充足の履行義務(あるいは収益認識 会計基準第32項(2)に従って識別された単一 の履行義務に含まれる1つの別個の財又はサ ービスのうち、完全に未充足の財又はサービ ス) に配分される変動対価
- (※) 収益認識適用指針第19項においては、履行義務の 充足に係る進捗度としてアウトプット法による場合 について、「提供したサービスの時間に基づき固定 額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完 了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対 応する対価の額を顧客から受け取る権利を有して いる場合には、請求する権利を有している金額で 収益を認識することができる。」と定められている。

実務上の便法の適用状況を調査したところ、分析対象 会社における開示の状況は以下のとおりであった。

実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務について、 残存履行義務に関する注記に含めていない旨(収益 認識会計基準第80-22項(1))が記載されている	60社
実務上の便法を適用し、収益認識適用指針第19項で容認されている定めを適用している履行義務について、残存履行義務に関する注記に含めていない旨(収益認識会計基準第80-22項(2))が記載されている	9社
実務上の便法を適用し、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについて、残存履行義務に関する注記に含めていない旨(収益認識会計基準第80-22項(3)①)が記載されている	2社
実務上の便法を適用し、収益認識会計基準第72項の要件に従って、完全に未充足の履行義務(あるいは収益認識会計基準第32項(2)に従って識別された単一の履行義務に含まれる1つの別個の財又はサービスのうち、完全に未充足の財又はサービス)に配分される変動対価について、残存履行義務に関する注記に含めていない旨(収益認識会計基準第80-22項(3)②)が記載されている	1社
実務上の便法を適用していない(記載していない)	35社

※なお、複数の区分での開示を行っている場合には、そ れぞれ1社とカウントしていることから、上記合計と 分析対象会社の社数(97社)は一致しない。

<事例③>実務上の便法(収益認識会計基準第80-22項 (1)) を適用している事例

川崎重工業㈱ 2022年3月期

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益 の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。な お、当社グループは実務上の便法を適用し、当初に 予想される契約期間が1年以内の契約について注記 の対象に含めていません。また、顧客との契約から 生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要 な変動対価の額等はありません。

(単位 百万円)

	航空宇宙 システム	車両	エネルギー ソリューション &マリン	合計
1年以内	88,416	87,812	87,776	264,005
1年超2年以内	65,859	22,961	49,124	137,944
2年超3年以内	52,630	16,274	35,753	104,658
3年超4年以内	18,045	9,956	20,332	48,334
4年超5年以内	-	-	11,519	11,519
5年超10年以内	-	-	37,797	37,797
10年超	-	-	14,651	14,651
合計	224,951	137,004	256,955	618,911

(注)「精密機械・ロボット」、「モーターサイクル&エンジン」、 「その他事業」の履行義務は主に一時点で充足されるた め記載していません。

<事例④>実務上の便法(収益認識会計基準第80-22 項(1)及び第80-22項(3)①) を適用している事例

UBE㈱ 2022年3月期

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分し た取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用 し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及 び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用 量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に 含めていない。残存履行義務に配分した取引価格の 総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のと おりである。

(単位:百万円)

	残存履行義務に配分した 取引価格
1年以内	31,916
1年超2年以内	1,268
2年超3年以内	2,128
3年超	9
合計	35,321

(注) 上記の金額には、主にナイロン・ファイン事業に関連す るライセンス契約のうち、固定金額のロイヤルティを含 めている。また、医薬事業におけるライセンス契約のう ち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては 注記の対象に含めていない。なお、当該ロイヤルティの うち、ほとんどすべてが13年以内に収益として認識さ れると見込んでいる。

(4) 連結財務諸表と連結計算書類との比較

「3. 会計基準等の要求事項の整理(2)会社計算規則」 に記載の通り、「当該事業年度に認識した収益を、収益 及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実 性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合 における当該区分ごとの収益の額その他の事項」(会計 規115の2Ⅰ①)、「収益を理解するための基礎となる情 報」(会計規115の2 | ②)、「当該事業年度及び翌事業 年度以降の収益の金額を理解するための情報」(会計規 115の2 | ③) の注記は、実務上の負担等も考慮し、収 益認識会計基準等において具体的に定められた事項であ っても省略が認められている。

有価証券報告書における連結財務諸表と連結計算書類 の記載内容の整合性について開示状況を調査したとこ ろ、分析対象会社における開示の状況は以下のとおりで あった。

	有価証券報告書における	連結計算書類において
	連結財務諸表と同等の	注記を省略している
	記載をしている	
開示状況	67 社	30社

また、連結計算書類において注記を省略している会社 (30社) について、省略した注記を調査したところ、以 下の通りであった。

会社計算規則第115条の2第1項第1号の注記(当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項)の一部又は全部を省略	10社
会社計算規則第115条の2第1項第2号の注記(収益を理解するための基礎となる情報)の一部又は全部を省略	10社
会社計算規則第115条の2第1項第3号の注記(当該 事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解す るための情報)の一部又は全部を省略	22社

※なお、複数の区分での開示を省略している場合には、 と分析対象会社の社数(30社)は一致しない。

5. おわりに

収益認識に関連する会計基準は、これまでに金融庁に よる重点テーマ審査の対象になっており、令和2年度及 び令和3年度の重点テーマ審査の対象となったIFRS第 15号「顧客との契約から生じる収益」について審査結 果を踏まえた留意すべき事項が公表され、さらに令和4 年度では重点テーマ審査として「収益認識に関する会計 基準」(企業会計基準第29号) について審査されている。 本連載では、収益認識会計基準等に関連する2022年 3月末の決算の連結計算書類の開示の事例分析を行った それぞれ1社とカウントしていることから、上記合計が、全体的な開示の充実の流れを踏まえると、どのよう な事例があるかにかかわらず、収益認識会計基準等につ いて適用2年目以降に自主的に開示を見直し、より充実

した記載が期待されていることに留意いただきたい。

金融庁:「連結財務諸表の用語、様式及び 作成方法に関する規則の一部を改正する 内閣府令(案) 等の公表について

『会計情報』編集部

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成 方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」とい う。)の一部を改正する内閣府令(案)」等を取りま とめ、公表した。

改正の概要は以下のとおりである。

1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令 (案) について

企業会計基準委員会(ASBJ)において、企業 会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等 に関する会計基準」等の改正を公表したことを 受け、連結財務諸表規則について所要の改正を 行うものであるとされている。

2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定め る企業会計の基準を指定する件の一部改正(案) 等について

企業会計基準委員会が令和4年12月31日まで に公表した会計基準を、連結財務諸表規則第1 条第3項及び財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則第1条第3項に規定する一般に 公正妥当と認められる企業会計の基準とすると されている。

国際会計基準審議会が令和4年12月31日まで に公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則 第93条に規定する指定国際会計基準とするとさ れている。

意見募集期間は令和4年12月27日(火)から令和5 年1月31日(火)までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表に ついて | e-Govパブリック・コメント

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表に ついて:金融庁 (fsa.go.jp)

以上

金融庁:金融審議会「ディスクロージャ ーワーキング・グループ」報告の公表に ついて

『会計情報』編集部

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グ ループ」(以下、「当ワーキング・グループ」)は、 2022年12月27日に「金融審議会 ディスクロージ ャーワーキング・グループ報告」を公表した。

当ワーキング・グループでは、2022年6月に公 表した「ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」において、中長期的な企業価値向上につなが る資本市場の構築に向け、サステナビリティ情報等 の非財務情報の開示充実の施策や四半期開示の見直 しに係る施策を取りまとめており、同報告書では、 四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報 告書(第1・第3四半期)を廃止して取引所の四半 期決算短信に「一本化」する方向性が示されたが、 この具体化に向けた課題や、併せて、サステナビリ

ティ開示に関し、我が国におけるサステナビリティ 基準委員会(SSBI)の役割の明確化やロードマッ プについて、引き続き検討することとされていた。 これらの事項を検討すべく、2022年10月から4 回にわたり審議を行い、その検討結果をとりまとめ たものである。

詳細については金融庁のウェブページを参照いた だきたい。

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グ ループ」報告の公表について(fsa.go.jp)

以上

法務省:「会社法施行規則等の一部を改正 する省令案」に関する意見募集の結果に ついて

『会計情報』編集部

法務省は「会社法施行規則等の一部を改正する省 令案」に関する意見募集を行い、令和4年12月26 日(月)に結果を公表した。本省令案は、事業報告に 記載又は記録すべき事項の一部、貸借対照表及び損 益計算書に記載又は記録すべき事項並びに連結貸借 対照表及び連結損益計算書に記載又は記録すべき事 項について、電子提供制度における書面交付請求を した株主に交付する書面(電子提供措置事項記載書 面) に記載することを要しない事項とするととも に、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対 象事項においても同様の見直しをするため、会社法 施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計 算規則(平成18年法務省令第13号)並びに会社法

施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省合 (令和3年法務省令第45号) の改正を行うものであ り、令和4年10月7日(金)から11月7日(月)まで、意 見募集を行っていたものである。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」に 関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント

以 上

国際会計基準 (IFRS) 一つくり手の狙いと監査

第31回 企業価値とのれん(その11)

国際会計基準審議会 (IASB) 理事 管地 降緋

尽くされた議論

2022年11月24日、IFRS財団は異例のプレス・リリ ースを行った。プレス・リリースの内容は、IASBがの れんの会計について、減損のみのアプローチを継続する ことを暫定決定したことを伝えるものであった。IASB は毎月審議を行い、数多くの暫定決定を行っており、そ の決定内容は毎月公表されるIASB Update という文書 に要約される。したがって、個々の決定について、いち いちプレス・リリースを行うことはない。ところが今 回、のれんの会計処理について特別にプレス・リリース が行われた。それだけこのトピックに関して世界中が注 目をしていたことを示している。

プレス・リリースでは、今回の暫定決定は、IASBが 2014年に開始したIFRS第3号「企業結合」に関する適 用後レビューにおいて蓄積された評価の集大成ともいえ る決定であると説明されている。そして、IASBがのれ んの会計について減損のみのアプローチを継続する理由 は、これまでの収集してきたエビデンスには、のれんの 会計を変更しなければならないというほどの差し迫った 状況 (compelling case) を示すものはなかったからで あるとしている。ここで重要なことは、暫定決定の判断 は、のれん償却か減損のみか、どちらの会計処理が優れ ているかという判断ではなく、現状の会計を大きく変更 して、のれん償却の再導入の開発に着手しなければなら ないほどの差し迫った状況がこれまでの議論の中で示さ れたのかどうかという点が判断のポイントであったとい う点である。

もちろん、のれん償却か減損のみか、どちらの会計処 理が優れているかについては、2014年から8年間にわ たって議論を積み重ねてきている。IASBは11月24日の 決議に先立って、10月と11月の2回に分けてこれまで 行ってきた議論を整理している。本稿では、11月の会 議で使用されたアジェンダペーパー18Aと18Bにおい て、今後の開発方針を決めるに当たって特に重要である と考えられる論点として採りあげられた以下の3つの論 点を紹介し、今後の日本への影響について述べる。

- 1. 顕著な情報の改善という観点から
- 2. 顕著なコスト軽減という観点から
- 3. 無形資産プロジェクトとの関係から

以下、それぞれの論点について具体的に見ていきた

顕著な情報の改善という観点から

IASBはまず、のれん償却の再導入が、投資家に対し て企業結合に提供する情報を顕著に改善することができ るかという観点から分析を行っている。その上で、情報 価値については、市場関係者の意見は双極に分かれてお り、その原因は以下に示す論点について、それぞれの市 場関係者が異なった見解を持っているからだとしてい

● のれんの性質に関する異なる見解

見解1:のれんは消耗資産である

まず、のれんの性質について、のれん償却を再導入す べきであると考える市場関係者は、のれんは消耗資産で あるとの見解を持っている。のれんが消耗資産であると 考える市場関係者の根拠は、競争環境や、技術革新、あ るいは、シナジー効果による便益を享受してしまうこと や、技術を持った従業員が入れ替わることなどによっ て、当初取得資産に含まれている価値は時間の経過とと もに減耗していくものだという考えである。このように 考えた場合、取得企業はのれんを取得しただけではその 価値を永続させることはできず、のれんの価値を維持す る為に絶えず再投資をしていかなければならない。この ような再投資によって維持されているのれんの価値は、 取得のれんの価値が維持されているのではなく、後に再 投資によって創設されていく自己創設のれんに置き換わ っていると考えるべきである。このように考える人たち は、会計の大原則として自己創設のれんは会計計上でき ないので、会計上は取得のれんの減耗を償却という形で 反映させるべきであると考える。

このように考える市場関係者は、のれんの減耗を会計 に反映させることによって、以下の2つの点において経 営上や投資家に対する有用な情報を提供すると考えてい る。

- ① 買収によってのれんの減耗を上回る収益をあげる ことができるかを検証できる
- ② のれんの耐用年数が、のれんに対する経営者の期 待を反映している

見解2:のれんは無期限の寿命を持つ(耐用年数の確定 れていないと、スタッフは報告している。 できない)資産である

これに対して、減損のみのアプローチを維持すべきで あると考える市場関係者は、のれんには決まった耐用年 数はなく、永続するものであると考えている。したがっ てのれんの価値が毀損するのは、経営者が想定していな い状況になった場合であり、その場合に減損を認識する という会計処理の方が実態を正確に表していると考え

このように考える市場関係者は、減損のみのアプロー チを続けることによって、以下の2つの点において経営 上や投資家に対する有用な情報を提供すると考えてい る。

- ① 経営者がのれんにいくら支払ったかという金額を (償却せずに)残しておくことによって、経営者 の投資家は経営者のスチュワードシップを評価で
- ② 経営者が減損に踏み込むかどうかを観ることによ って、経営者による買収案件に対する成否の判断 を知ることができる。

このような相対立する2つの見解が存在することにつ いて、IASBのプロジェクト担当のスタッフは、重要な 指摘をしている。その指摘とは、のれんは直接測定する ことのできない残余としての資産であるので、のれんの 構成要素はさまざまな要因の混成である。したがって、 それぞれの市場関係者は、それぞれ構成要素の別の一部 を捉えて見解を得ている可能性があるという指摘であ る。その上でスタッフは、同じ構成要素についても、市 場関係者によって見解が分かれ、どちらかの見解がどち らかの見解に対して明らかに優位となることはなく、現 状の会計を大きく変更して、のれん償却の再導入の開発 に着手しなければならないほどの、差し迫った状況を示 すようなエビデンスは示されていないと報告している。

◆その他の考慮すべき点

のれんの性質に関する上記の2つの異なる見解以外に 考慮すべき点として、スタッフは以下の2点を挙げてい

考慮すべき点1:のれんの減損会計は機能するのか

ディスカッションペーパーでは、現行のIAS36号「資 産の減損」によるのれんの減損会計には、シールディン グ効果などの構造的な欠陥があると指摘されたが、必ず しもそれらのことによって、実際にのれんの残高が過剰 となっているという明白なエビデンスは集められていな いとスタッフは指摘している。

のれんの残高は、むしろ、金利水準や経済成長などの 動き、あるいは無形資産の重要性が増してきたことなど によって左右されており、会計基準が原因でのれんが過 剰に積みあがっていると言えるまでのエビデンスは示さ

考慮すべき点2:のれんの耐用年数を見積もることがで きるのか

のれんの耐用年数を見積もることは可能であると主張 する市場関係者もいるが、一方で、耐用年数の見積もり が恣意的になり、利益目標を達成する為に調整されやす いというような報告もあるということが指摘されてい る。また、耐用年数には上限を設けることが想定される が、この上限を設けることが、かえって、償却額が有用 な情報を提供しているということに疑問を抱かせること になっており、のれんの耐用年数の見積りについての限 界を示していると、スタッフは報告している。

提案されている開示案がより良い方法となりうるか

のれんの事後測定という方法は、のれん償却、減損の みのアプローチ、いずれものれんに関する情報提供とい う観点からは間接的な方法であり、それのみで十分な情 報を財務諸表利用者に提供することはできない。それよ りもむしろ直接的に財務諸表利用者のニーズを満たす方 法は、パッケージとしての開示であり、そのような開示 パッケージは、いずれの事後測定の方法の代替となり得 ると述べられている。

● のれん償却の選択適用は情報を改善できるのか

のれんの償却と非償却という2つの異なる見解に優劣 をつけることができないならば、のれんの償却の選択適 用を認めることが情報の改善に繋がる可能性がある。選 択適用には2種類の方法がある。一つは会計方針の選択 を認めることであり、もう一つはどちらかより実態に近 い会計処理を選ぶことを要求する方法である。しかし、 この選択適用の是非についてはIASBにおいても何度も 議論されてきたが、やはり、選択適用は財務諸表の比較 可能性と信頼性を損なう事から、この方法は否定されて きている。

顕著なコスト軽減という観点から

情報の改善の次に重要な観点は、基準の変更が顕著な コスト軽減に繋がるかどうかという点である。この点に ついて、11月の会議資料では3つ論点について、スタッ フの分析が示された上で、のれん償却の再導入がもたら すコストの軽減がどれだけ大きいかは疑問であるとして いる。

■コスト削減につながるか

のれん償却のメリットとして、減損のみのアプローチ よりも煩雑さが少ないという点が挙げられる。減損のみ のアプローチのように観察不能なインプットに頼らなけ ればならないということもなく、減損を見過ごすリスク も少ない。ただ、のれん償却を再導入したとしても減損 処理を併用することになるので、減損テストが無くなる わけではない。考えられるメリットとしては、償却をす ることでのれんの残高が逓減していくので、減損テスト に対する負荷(プレッシャー)が少なくなるというメリ ットがあるかもしれないという点である。しかし、この ようなメリットを達成するためには、のれんの償却がの れんの価値の減価を適切に表現するものでなくてはなら ない。そのためには、一定年数の定額法で償却を行うの ではなく、償却方法・期間の見直しなどを毎年行う必要 があり、のれんの減損と併用するとなるとコスト削減に はつながらない。

● 経過措置の影響

のれんに関する会計処理を変更するに当たっては、こ れまでに累積して来たのれんの残高をどう扱うかについ ての経過措置を考慮する必要がある。歴史的積み重ねに よって巨額の残高を保有している企業もあるために、仮 にのれん償却を再導入した場合に、一時的には大きな混 乱が生じる可能性があり、その対応のためのコストはか なり大きくなる可能性がある。たとえば、アジア・オセ アニアのある地域においては、のれんの会計処理が変わ ることによって上場基準に抵触するおそれが生じるとの 指摘や、ラテン・アメリカ地域において配当可能利益へ の影響が生じる可能性もある。このようなことから、移 行措置のコストも考慮に入れると、のれん償却の再導入 がコスト削減に繋がるという想定はできない。

●コンバージェンスの問題

仮にIFRSがのれん償却の再導入を行えば、US-GAAP との大きな差異が生じてしまう。その場合には、その際 の調整の為に大きなコストが生じる。

無形資産プロジェクトとの関係から

IASBは第3回のアジェンダ協議において、無形資産の 会計についての見直しを行うプロジェクトをリサーチ・ パイプラインに加えている。このため、のれんの会計処 理の見直しに関する結論を出すことを、延期してはどう かという意見もあった。それは、のれんの会計処理は無 形資産の会計処理と密接に関係している為、それらの議 論を一緒に行う方が良いのではないかという理由からで ある。

しかしながら、今回ののれんに関する議論の中でも無 形資産との関係については十分議論されている。むし ろ、のれん償却の再導入の是非についての結論を出すこ とを延期してしまうと、逆に、将来の無形資産のプロジ ェクトの議論の中にのれん償却の是非の議論を含めなく てはならないという事を決定することになる。これは将 来の無形資産の議論への制約になる。

さらに、今回の決定において減損のみのアプローチを 採用すれば、現状と変わらず、将来の無形資産の議論に おいて、のれんは償却すべきであるという結論が導かれ たとしても、その段階でのれんの会計処理を見直すとい う事は可能である。一方で、のれんの償却の再導入が必 要であるとの十分なエビデンスがあるのであれば、その 結論を出すことを延期せずに今決定すべきである。

IASBの結論と日本の今後

以上に紹介した論点に基づき、IASBスタッフは減損 のみのアプローチを維持することをスタッフ提案とし、 その資料をベースに議論を行った。議論の結果、10対1 の賛成多数でスタッフ提案は支持され、冒頭に述べた暫 定決定に至った。2014年以来の8年間にわたる議論の 結論が出たことになる。ただ、この決定における重要な ポイントは、のれんは償却するべきなのかどうかについ て、会計理論としての優劣を決した訳ではなく、あくま でも現状のIFRSを変更する必要があるかどうかについ ての決定を行ったということである。すなわち、現行の IFRSが減損のみのアプローチを用いている中で、あえ てそれを変更するほどの、明白で決定的な理由がない限 り、現状の会計処理を変更することは難しかったという 事である。

この点、現行の会計基準においてのれん償却を行って いる日本の市場関係者との感覚とは大きく異なることに 留意が必要である。日本の市場関係者にとっては、会計 理論として、あるいは会計実務を行う上で、どちらの基 準が優れているかを比較して、のれん償却の方が優れて いるのであれば、そちらを採用すべきであると考えてし まいがちであるが、IFRSをすでに適用している企業に とって、十数年にわたって蓄積した会計慣行を変更する ことは、やはり、よほどのことが無い限り難しいのであ

一方で、今回IASBが減損のみのアプローチを維持す ることを暫定決定したという事は、日本にとっても非常 大きな影響があると筆者は考える。すなわち、今回の暫 定決定により、IFRSにおいてのれんの会計処理は今後 半永久的に変更されない可能性がある。それは日本基準 とIFRSとの重要な差異も半永久的に解消しないという 事を意味する。これまでは、IFRSがのれんの会計基準 を見直し、のれん償却を再導入することによって、日本 基準とIFRSとの重要な差異が解消する可能性を追求し てきたが、今般、IFRSでのれん償却再導入の可能性が ほぼ無くなったことにより、日本側が動かない限り、差 異が解消されないという状況となった。これは、のれん の会計基準についての日本基準とIFRSとの関係のステ ージが変わったことを意味する。

新たなステージにおいて特に留意が必要なのは、のれ んの会計処理は企業の競争力に影響するという事への配 慮である。のれんを償却しようと、減損のみのアプロー

チであろうと、そのことによって企業の企業価値が変わ るわけではない。実際に多くのアナリストは、のれんの 残高を自己資本から差し引くといった調整を行ってい る。しかし、のれんを償却することによって、見かけ上 の利益は大きく異なる。特に企業買収を行った直後から のれんの償却負担があると、買収後の数年間は償却負担 によって買収効果がマイナスとなるようなケースは多 い。一方で、のれんの償却をしない企業では買収直後か ら買収による収益底上げのメリットを享受することが出 来る。こういった見かけ上の利益の違いは、実際の企業 の制約になる可能性がある。たとえば、上場基準や、コ ベナンツなどにおいては、実際の企業価値で判断される のではなく、表面的な財務諸表の数値で形式的に判断さ れる。そうなれば、特にスタートアップの企業などで、 そのような制約によって思い切った買収ができないとい うことが潜在的に起きている可能性はあり、それが今後 も半永久的に継続することになる。

のれんの会計処理については、筆者自身はなんらかの 方法で償却を行う方が、実務的合理性があると考えてい る。したがって、今回の検討によってIFRSがのれん償 却を再導入することを期待していた。しかし、8年間も の議論を尽くしたのちに、再導入を行わないということ をIASBが決定した以上、今後は日本における検討が重 要になる。もちろん、IASBが償却の再導入を見送った からといって、直ちに日本が追従しなければならないと いうことはない。しかし、国際競争上不利となっていな いかどうかという検証は真摯に行う必要がある。その上 で、もし不利になっている可能性があるとするならば、 やはり何らかの手当てが必要であろう。それは必ずしも 会計基準の変更だけが唯一の方法ではなく、上場基準 や、コベナンツ等、表面的な財務諸表の数値で形式的に 判断するような制度を見直すといった方法もあるかもし れない。いずれにせよ、ボールは日本側に投げ返された のである。

以上

令和5年度税制改正大綱の概要

デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野

はじめに

令和4年12月16日、与党より令和5年度税制改正大綱 (以下「大綱」)が公表され、23日に閣議決定された。

大綱では、「マーケット」、「産業」、「人材」への成長 投資を一体的に強化するとともに、税制に限らない分配 政策も適切に組み合わせることにより、一人でも多くの 国民が豊かさを享受できる「成長と分配の好循環」の連 鎖を生み出していくこととされている。そのために、オ ープンイノベーション促進税制は、M&Aに適用できる よう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象と され、研究開発税制においては、投資を増加させるイン センティブが更に強化されるほか、高度な研究人材に対 する人件費を対象とする特別試験研究費の新たな類型が 設けられる。

国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人 税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環 境の整備に資するグローバル・ミニマム課税が、令和6 年4月1日以後に開始する対象会計年度から導入される。

また、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当た り、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため に、令和6年度以降複数年かけて段階的に、法人税、所 得税及びたばこ税について、税制措置が実施される予定 とのことである。

大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目は、以 下のとおりである。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の 適用に当たっては、令和5年3月までに成立が見込まれ る関連法令等を確認する必要がある点に、留意された

法人課税

1. 試験研究を行った場合の税額控除制度 (研究開発税制)の見直し

研究開発税制については、研究開発投資を増額するイ ンセンティブが働くような控除率カーブの見直しや控除 上限の引上げに加え、特別試験研究費の額に係る税額控 除の対象となる試験研究費の範囲の見直し等が行われる (所得税についても同様)。

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の 見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額 控除率の算式について、よりインセンティブが働くよ う、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが 行われる。また、控除税額の上限についても、一律に設 定されている控除税額の上限を試験研究費の増減に応じ て変動させる仕組みが導入される。

改正案の概要は下表のとおりであり、改正項目①~④ については以下の説明を参照されたい。

	現行				改正案	
	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率の 上限・下限	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率 の上限・下限
	9.4%以下の 場合	10.145%- (9.4% -増減試験研究費割合) ×0.175	2%	12%以下の 場合①	11.5%- (12%-増減 試験研究費割合) × 0.25①	1%①
税額控除率	9.4%超の場合	10.145%+ (増減試験 研究費割合-9.4%) × 0.35		12%超の場合①	11.5%+ (増減試験研 究費割合-12%) × 0.375①	
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率(※)) に相当する割合を加算する◇(※) 控除割増率=(試験研究費割合-10%) ×0.5 (10%を上限)		10% (14%◇)		に対する試験研究費の割 える場合、現行と同様の る③◇	10% (14%<>) ①

当期の法人税額×25% 当期の法人税額×25% (ウ)一定のベンチャー企業は、40%(現行と同様) (ア)一定のベンチャー企業(※)は、40% (工)試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加算 (※) 一定のベンチャー企業・・設立後10年以内の法 又は減算する4 人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するも ・増減試験研究費割合が4%を超える部分は、1%当 控除税額 の(大法人の子会社等を除く) たり当期の法人税額の0.625%(5%を上限)を (イ)一定のベンチャー企業に該当しない法人で、以下の 加算 要件を満たす場合は、30%◇2 ・増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分 ·基準年度比売上金額減少割合≥2% は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を ・試験研究費の額>基準年度試験研究費の額 上限)を減算 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える 場合、(試験研究費割合-10%) ×2に相当する割合(10 場合、(試験研究費割合-10%) ×2に相当する割合(10 %を上限)が上乗せ◇ %を上限)が上乗せ③(現行と同様)◇

◇は、令和4年度末まで(現行)又は令和7年度末(改正案)までの時限措置

- 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率の計算及び税額控除率の下限が見直される。税 額控除率の下限は改正案では1%(現行:2%)とされている。また、税額控除率の上限を14%とする特例の 適用期限が3年延長される。
- ② 基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事 業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の5%が上乗せされる措置は、適用期限の到来をもって廃止される。
- ③ 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加算措置及び控除税額上 限の上乗せ措置の適用期限が3年延長される。
- ④ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研 究費割合に応じて加減算される特例が適用される。また、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超 える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上 乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用される。

制度の見直し

中小企業者等に対して適用される、中小企業技術基盤 強化税制に係る税額控除制度についても、上記(1)と同

(2) 中小企業技術基盤強化税制に係る税額控除 様の趣旨により、次のとおり控除率カーブの見直しが行 われる。改正案の概要は下表のとおりであり、改正項目 1~③については以下の説明を参照されたい。

	現行			改正案		
	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率の 上限・下限	増減試験 研究費割合	税額控除率 の計算方法	税額控除率 の上限・下限
	9.4%以下の 場合	12%	_	12%以下の 場合①	12%	_
税額	9.4%超の場合	12%+ (増減試験研究 費割合-9.4%) ×0.35		12%超の 場合①	12%+ (増減試験研究 費割合−12%) × 0.375◇①	
税額控除率	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率(※)) に相当する割合を加算する◇(※) 控除割増率=(試験研究費割合−10%) ×0.5 (10%を上限)		17%◇	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、現行と同様の割合を加算する◇③		17%�①
控除税額の上限	当期の法人税額×25% (オ) 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合は、35% ((カ) 増減試験研究費割合が9.4%以下で、かつ、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(試験研究費割合−10%)×2に相当する割合(10%を上限)が25%に上乗せ◇			◇① (ク)増減試験码 金額に対 合、(試験	顔×25% 研究費割合が12%を超える 研究費割合が12%以下で、: する試験研究費の割合が10 使研究費割合−10%)×2に 上限)が25%に上乗せ◇3	かつ、平均売上 0%を超える場 こ相当する割合

以下の要件を満たす場合は、30%◇2

- ·基準年度比売上金額減少割合≥2%
- ・試験研究費の額>基準年度試験研究費の額

適用期限の到来をもって廃止

◇は、令和4年度末まで(現行)又は令和7年度末(改正案)までの時限措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例が、増減試験研究費割 合の12%を超える場合の特例要件を強化される見直しが行われ、その適用期限が3年延長される。税額控除率 の上限及び控除税額の上限は、現行と同じくそれぞれ17%と及び35%される。
- ② 基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事 業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の5%が上乗せされる措置は、適用期限の到来をもって廃止される。
- ③ 上記(1)③と同様に、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加 算措置及び控除税額上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長される。

(3) 特別試験研究費の範囲の見直し

特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象となる試験研究費について、以下の見直しが行われる。

項目	改正案
	関係法令の改正を前提に、特別新事業開拓事業者(※1)との共同研究(※2)及び特別新事業開拓事業者への委託研究(※2)に係る試験研究費の額が追加される。また、その税額控除率は25%とされる。 (※1)特別新事業開拓事業者とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う一定の会社(※3)で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。 (※2)共同研究及び委託研究の範囲は、現行の研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。 (※3)既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限る。
対象となる特別試験研究費の額の追加	次の要件の全てを満たす試験研究に係る、新規高度研究業務従事者(※1)に対する人件費の額が追加される。また、その税額控除率は20%とされる。 ■その法人の役員又は使用人である新規高度研究業務従事者(※1)に対して人件費を支出して行う試験研究であること ■新規高度人件費割合(※2)/前期の新規高度人件費割合≧1.03である法人が行う試験研究(工業化研究を除く)であること ■その他一定の要件に該当すること (※1) 新規高度研究業務従事者とは、その法人の役員又は使用人である次の者をいう。 ■博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの ■他の者(その法人との間に一定の資本関係がある者を除く)の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人(その法人との間に一定の資本関係がある者を含む)の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの (※2) 新規高度人件費割合とは、以下A)の額がB)の額のうちに占める割合をいう。 A) 試験研究費の額(工業化研究に係る試験研究費の額を除く)のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額 B) 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額
対象となる特別試験研 究費からの除外	研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が、特別試験研究費の範囲から除外される。

(4) その他

その他、以下の見直しが予定されている。

項目	改正案
対象となる試験研究費 の額の範囲等	 ■試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とされる ■試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用が除外される ■分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続の見直しその他の所要の措置がとられる

2. 特別新事業開拓事業者に対し特定事 業活動として出資をした場合の課税 の特例(オープンイノベーション促 進税制)

青色申告書を提出する法人が、令和6年3月31日まで の期間内にスタートアップ企業(特別新事業開拓事業 者)とのオープンイノベーションに向け、スタートアッ プ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得 株式の取得価額の25%相当額を課税所得から控除でき

る課税の特例(オープンイノベーション促進税制)につ いて、次の見直しが行われる。

(1) 課税の特例の対象となる特定株式の追加及 び払込みにより取得した特定株式の取得価 額上限の引下げ

課税の特例の対象となる特定株式について、次の見直 しが行われる。

取得方法	現行	改正案
払込み (出資) による取得	■対象 ▶取得価額の上限は、1件当たり100億円、1年度当たり500億円 ▶所得控除上限額は、1件当たり25億円以下、1年度当たり125億円以下 ▶特定株式の要件は、特定事業継続期間を3年以上、取得価額要件を1件当たり1,000万円~5億円以上(大企業、中小企業、海外法人への出資で異なる)、オープンイノベーションに向けた取組を伴う出資であること等、とされている	■1件当たり取得価額の上限を50億円(所得控除の 上限は12.5億円)へ引下げ
購入による取得	対象外	■発行法人以外の者からの購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものが追加される ▶1件当たり取得価額の上限は200億円、所得控除上限額は50億円 ▶特定株式の要件は、特定事業継続期間を5年、取得価額要件を5億円以上、特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する、等となる ▶継続証明の要件に、株式の取得の際に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件が加えられる ▶特別勘定の取崩し事由についても一部見直しが行われる。例えば、特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する必要があるものの、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当すれば、特別勘定の取崩し事由には該当しない

このように、スタートアップ企業の出口戦略として 現金払込みを伴わない既存株式(発行法人以外の者から IPO以外の選択肢としてのM&Aを促進させるために、 の購入)の取得も対象とされた。また、スタートアップ の成長に真につながるよう、M&Aから 5年以内に成長 率や投資規模等の要件を満たした場合にはその後も減税 メリットを継続させる仕組みが設けられた。これらによ り、スタートアップの成長を強力に促すものとする改正 案となっている。

(2) その他

次の除外・限定が行われる。

- 事業開拓事業者に対する出資を対象から除外
- 数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者 に対する出資について、その対象を総株主の議決権の内)される(所得税についても同様)。

過半数を有することとなる場合に限定

3. デジタルトランスフォーメーション投 資促進税制(DX投資促進税制)の見 直しと適用期限の延長

青色申告書を提出する法人が、認定事業適応計画に従 って情報技術事業適応設備の取得等を行った場合、当該 ①既にその総株主の議決権の過半数を有している特別新 設備等の取得価額等の30%相当額の特別償却又は3%若 しくは5%相当額の税額控除を適用できる課税の特例 ②既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半 (DX投資促進税制)について、次の見直しが行われた上、 その適用期限が2年延長(令和7年3月31日までの期間

項目		現行	改正案
デジタル (D)要件	「DX認定」 取得の要件	■情報処理推進機構が審査する「DX認定」 の取得	■DX認定制度において、人材育成・確保等に関連する事項の要件が追加(DX認定基準「デジタルガバナンス・コード2.0」(2022年9月13日改訂))
	その他の要件	■データ連携■クラウド技術の活用	改正なし
企業変革 (X)要件	生産性の向上 又は新需要の 開拓に関する 要件	■生産性向上又は売上上昇が見込まれること ▶ROAが2014-2018年平均から1.5% ポイント向上 ▶売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント	■売上高が10%以上増加すること(全社レベルでの売上上昇)が見込まれること
	取組類型に関する要件	■情報技術事業適応の内容が、次のいずれかの類型に該当すること ▶投資額に対する新商品等の収益の割合が10倍以上 ▶商品等1単位当たりの製造原価等又は販売費等を8.8%以上削減	■対象事業の海外売上高比率が一定割合以上 となること(成長性の高い海外市場の獲得 を図ること)が見込まれること
	その他の要件	■全社の意思決定に基づくもの	改正なし

なお、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応 計画に従って同日以後に取得等する資産については、本 制度は適用されない。

4. 指定寄附金

企業の経営資源を活用して学校教育に積極的に関与 し、人材への投資を後押しすることを目的に、学校法人 の設立費用としての寄附金について、個別の審査を受け なくても損金算入可能とするため、以下が指定寄附金に 追加される。

	項目	改正案
į į	指定寄附金の追加	法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人(学校法人設立準備法人)に対して支出する寄附金のうち一定のもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの。

5. 地域経済牽引事業の促進区域内におい て特定事業用機械等を取得した場合の 特別償却又は税額控除制度(地域未来 投資促進税制)の拡充及び適用期限の 延長

青色申告書を提出する法人が、承認地域経済牽引事業 計画に従って、特定事業用機械等を取得した場合、機械 装置・器具備品につき取得価額等の40%相当額の特別 償却又は4%相当額の税額控除(上乗せ要件を満たす場

合は、50%相当額の特別償却又は5%相当額の税額控 除)、また、建物・附属設備・構築物につき20%相当額 の特別償却又は2%相当額の税額控除を適用できる課税 の特例(地域未来投資促進税制)について、次の見直し が行われた上、その適用期限が2年延長(令和7年3月 31日までの期間内)される(所得税についても同様)。

(1) 要件等の見直し及び追加

次の見直しが行われる。

項目	要件	現行		改正案
	売上高	■対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、 高 かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規 模の伸び率より5%以上高いこと		改正なし
	取得予定価額	■設備対象額が2,000万円以上であること		改正なし
	先進性を 有するこ と	通常類型	■労働生産性の伸び率が4%以上 又は投資収益率が5%以上	改正なし
承認地域経 済牽引事業 の確認要件 (課税特例 の要件)		サプライ チェーン 類型	■次の要件の全てを満たす場合: 海外への生産拠点の集中の程度 が50%以上の製品を製造、事 業を実施する都道府県内の取引 額の増加率が5%以上、等 ■ただし、サプライチェーン対策 のための国内投資促進事業費補 助金の採択を受けた事業につい ては対象外	■以下を除き改正なし ■経済施策を一体的に講ずることによる安全 保障の確保の推進に関する法律の規定によ り特定重要物資として指定された物資の製 造に係る事業については、サプライチェー ンの強じん化に資する類型に該当しないも のとして取り扱うこととされる
		事業の実 施場所	■特定非常災害で被災した区域内 である場合等に先進性に係る要 件を満たすこととする特例あり	■左記特例により主務大臣の確認を受ける場合が除外される
	減価償却 費の比率	■設備投資額が前事業年度の減価償却費の10 %以上であること		■設備投資額が前事業年度の減価償却費の20 %以上であること
特別償却率 及び税額控 除率を引き 上げる措置 (上乗 件)	付加価値 額増加率 等	■対象事業者の前事業年度における付加価値額が前々事業年度に比べ8%以上増加していること ■労働生産性の伸び率が4%上昇かつ投資収益率の平均値が5%上昇		■次の要件の全てを満たす場合が追加される ▶主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上であること ▶その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること ▶労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること

(2) 主務大臣の確認要件に関する運用の改善

課税特例の要件に関する運用については、次の2つの 改善が行われる。

- ①要件の判定において売上高を計算する場合には、需要 の変動等による影響を勘案した計算方法が用いられる
- ②先進性に係る要件について、評価委員の評価精度の向 上に向けた措置がとられる

6. 中小企業者関連等

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の 適用期限の2年延長

中小企業者等の法人税の軽減税率として、所得年800 万円以下の部分について19%とされている。現行にお いては、時限立法として、租税特別措置法によりさらに 15%に引き下げられている。その適用期限が2年延長さ れる。

(2) 中小企業投資促進税制の見直しと適用期限 の2年延長

た上、その適用期限が2年延長される(所得税について も同様)。

- a) 対象資産から、コインランドリー業(主要な事業で あるものを除く)の用に供する機械装置でその管理 のおおむね全部を他の者に委託するものが除外され
- b)対象資産について、総トン数500 トン以上の船舶に 状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定され についても同様)。

る。

中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われ (3)中小企業経営強化税制の見直しと適用期限 の2年延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制) について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備 等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニ ング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資 産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが あっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置 除外された上、その適用期限が2年延長される(所得税

項目	現行	改正案	
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等(適用除外事業者(前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者)を除く)の中で、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたもの		
適用要件	■生産等設備を構成する設備で、特定経営力向上設備等に該当する以下の資産のうち、一定の規模以上のものの取得等をして、 a)機械装置、b)ソフトウェア、c)工具、d)器具備品、e)建物附属設備、f)計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置が記載されたものに限る)を実施するために必要不可欠な設備	■以下を除き変更なし ■ただし、以下の設備が除外される ▶コインランドリー業又は暗号資産マイニング 業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの	
	人の指定事業の用に供した場合		
措置内容	以下の選択適用 ■その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却 ■その取得価額の7%(特定中小企業者等にあっては10%)の税額控除(税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越し可)		
適用期限	令和5年3月31日までに取得・事業供用について 適用	2年延長	

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 次の表のとおり見直しが行われた上で、適用期限が3年 の見直しと期限延長

延長される。主な見直しの内容は次のとおりである。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、

項目	改正案
既成市街地等の内から外への買換え	■適用対象から除外
長期所有の土地、建物等から国内に ある土地、建物等への買換え	■東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%(現行:80%)に引き上げられる ■同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%(現行:70%)に引き下げられる

適用要件の追加	■先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間※1の末日の翌日以後2月
	以内に、以下の項目を記載した届出書の提出が適用要件に加えられる ▶本特例の適用を受ける旨 ▶適用を受けようとする措置の別 ▶取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等
	■先行取得の場合の届出書について、その記載事項が上記と同様とされる ■令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする 場合の届出について適用される

※1上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

(5) その他の特別措置等

その他の特別措置等について、次のとおり適用期限の延長・廃止及び内容見直し等が行われる。

項目	延長・廃止及び見直し等の内容
特定船舶の特別償却制度 (外航船舶)	■適用期限3年延長 ■海上運送法の改正を前提に、同法の認定外航船舶確保等計画(仮称)に従って取得等をした同法の特定外航船舶(仮称)の特別償却率が次のとおりとされる(イ)特定先進船舶である特定船舶に該当する船舶(現行:18%(日本船舶については20%)) a 海上運送法の本邦対外船舶運航事業者等(仮称)の対外船舶運航事業の用に供される船舶30%(日本船舶については32%) b 上記 a 以外の船舶28%(日本船舶については30%) (口)特定先進船舶以外の特定船舶に該当する船舶(現行:15%(日本船舶については17%)) a 上記(イ)a の船舶27%(日本船舶については29%) b 上記(イ)b の船舶25%(日本船舶については27%) (注)上記の改正は、海上運送法の改正法の施行の日以後に取得等をする船舶(同日前に締結した契約に基づいて取得する船舶を除く)について適用される ■特定先進船舶について、液化天然ガスを燃料とする船舶が加えられ、耐食鋼を用いた船舶が除外される ■対象船舶から匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶(海上運送法の認定先進船舶導入等計画に従って取得等をした同法の先進船舶を除く)が除外される ■事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われる
特定船舶の特別償却制度 (内航船舶)	■適用期限3年延長 ■対象が総トン数500トン以上(現行:300トン以上)の船舶に限定される
特定事業継続力強化設備等の特別償 却制度	■適用期限2年延長 ■対象資産に耐震装置が加えられる ■令和7年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率が16%(現行:20%(令和5年4月1日以後は18%))に引き下げられる
特定都市再生建築物の割増償却制度	■適用期限3年延長 ■対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定要件について、次の見直しが行われる ●都市再生特別措置法施行令の改正を前提に、その都市再生事業の施行される土地の区域の面積要件が0.5ha 以上(現行:原則1ha 以上)に引き下げられる●地方の魅力向上又は地域の活性化等に資する機能を整備することとの要件が加えられる ■特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業の要件のうちその都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積要件が75,000 ㎡以上(現行:50,000 ㎡以上)に引き上げられる
特定原子力施設炉心等除去準備金制度	■適用期限3年延長

短期の土地譲渡益に対する追加課税 制度の適用停止措置	■適用期限3年延長
退職年金等積立金に対する法人税の 課税の停止措置	■適用期限3年延長
港湾隣接地域における技術基準適合 施設の特別償却制度	■適用期限到来により廃止(経過措置あり)
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	■適用期限2年延長 ■施設規模要件が4億円以上に引き上げられる
共同利用施設の特別償却制度	■適用期限2年延長 ■建物の取得価額要件が600万円以上に引き上げられる
特定地域における工業用機械等の特別償却制度	■半島振興対策実施地域に係る措置については、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が2年延長される ■離島振興対策実施地域に係る措置については、離島振興法の一部を改正する法律による改正後の離島振興法の離島振興計画(離島振興法の離島振興基本方針に適合している旨の通知を受けたものに限る)において産業振興促進事項に記載されている地区(過疎地域に係る措置の対象地区を除く)及び事業に係る措置に改組された上、その適用期限が2年延長される ■奄美群島に係る措置については、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が1年延長される
医療用機器等の特別償却制度	医療用機器に係る措置の対象機器の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長 される
事業再編計画の認定を受けた場合の 事業再編促進機械等の割増償却制度	■適用期限2年延長 ■対象となる認定事業再編計画から、その認定事業再編計画に係る事業再編がその法人の保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄のみを行うものである場合における当該認定事業再編計画が除外される ■割増償却率が、機械装置については35%(現行:40%)に、建物等及び構築物については40%(現行:45%)に、それぞれ引き下げられる
対外船舶運航事業を営む法人の日本 船舶による収入金額の課税の特例	■関係法令の改正を前提に、次の措置が講じられた上、令和7年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用できることとされる ▶純トン数に応じた利益の金額の計算の基礎となる100純トン・1日当たりのみなし利益の金額が見直される ▶日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合を船隊規模に占める日本船舶の隻数の割合に応じて最大140%以上(現行:120%以上)とする等の所要の見直しが行われる
農業経営基盤強化準備金制度	■適用期限2年延長 ■対象となる特定農業用機械等から取得価額が30万円未満の資産が除外される
法人の一般の土地譲渡益に対する追 加課税制度	■適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外)について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長される ▶対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡が除外される ▶開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する 土地等の譲渡に係る開発許可が、次に掲げる区域内において行われる開発行為 に係るものに限定される (イ)市街化区域 (ロ)市街化調整区域 (ハ)区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域 が定められている区域に限る) ■適用停止措置期限3年延長
震災特例法に係る被災代替資産等の 特別償却制度	■適用期限3年延長 ■対象資産が漁船に限定される(経過措置あり)
	·

7. 通算子法人の残余財産が確定した場合 の確定申告書の提出期限

現行法においては、グループ通算制度を適用している 場合において、通算子法人の残余財産が確定した場合の 確定申告書の提出期限については特別な取扱いはなく、 通常どおり、残余財産の確定の日の属する事業年度終了 の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余 財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その 行われる日の前日まで)とされている。

しかし、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法 人の事業年度終了の日である場合においては、その通算

子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度につい て、グループ通算制度による損益通算等の規定が適用さ れる。そのため、現行法における確定申告書の提出期限 までに確定申告を行うことは困難であることが予想され

このような状況を改善するため、このような場合に は、残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出 期限について、通算グループ全体の提出期限と同じとす る改正が行われる。

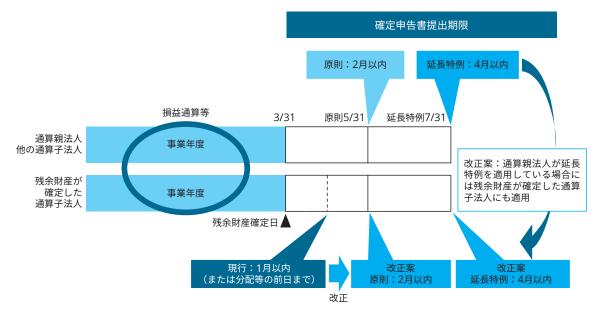
この改正は、令和5年4月1日以後に現行の提出期限が 到来する確定申告書について適用される。

改正案の内容は、次のとおりである。

項目	現行	改正案
通算子法人の残余財産の確定の日が	通算子法人であっても特例はなく、通常どおり、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)。	残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月以内とされる。
スポート 通算親法人の事業年度 終了の日である場合の 法人税及び地方法人税の 確定申告書の提出期限	通算親法人が確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受けている場合には、通算子法人についても延長特例の処分があったものとされるが、残余財産の確定の日の属する事業年度については、上の規定が優先し、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)が提出期限となる。	通算親法人が確定申告書の 提出期限の延長の特例の適 用を受けている場合には、 その通算子法人の残余財産 の確定の日の属する事業年 度についても特例の適用が あることとされる。

例えば、通算親法人の事業年度終了の日=通算子法人 の残余財産の確定の日=3月31日の場合には、改正案に おいては、原則として、当該通算子法人の確定申告書の 提出期限は2月以内の5月31日となるが、通算親法人が

2月の延長特例を受けて確定申告書の提出期限が7月31 日となっている場合、当該通算子法人の確定申告書の提 出期限も7月31日となる。



なお、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人 の事業年度終了の日でない場合には、当該通算子法人の 残余財産の確定の日の属する事業年度にはグループ通算 制度における損益通算等の規定が適用されないため、今 回の改正案の対象外であり、従来どおり、その確定申告

書の提出期限は、残余財産の確定の日の属する事業年度 終了の日の翌日から1月以内(当該翌日から1月以内に 残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、 その行われる日の前日まで)(法法74②)になるものと 考えられる。

8. 暗号資産の評価方法等の見直し

暗号資産の評価方法等について、次の見直しが行われ、その他所要の措置が講じられる。

項目	内容
期末時価評価の対象とする暗号資産の範囲の変更	法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産が除外される。 ■自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること ■その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること ▶他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。 ▶一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
自己発行暗号資産の取得価額	自己が発行した暗号資産について、その取得価額が発行に要した費用の額とされる。
借入暗号資産の取扱い	法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。

組織再編

1. スピンオフ税制の拡充

(1) 概要

現行制度においては、株式分配(現物分配のうち、完 全子法人の当該発行済株式等の全部が移転するもの)の ■その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役 うち、一定の適格要件を満たすものが適格株式分配に該 当することとされている。

これに加え、令和5年4月1日から令和6年3月31日ま での間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受け (2) 改正による効果 た法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完 全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当する 企業に持分を一部残す場合には、当該法人に譲渡損益課 こととされ、次の要件に該当するものは、適格株式分配 税が発生するが、改正により、持分を一部残す場合にお に該当することとされる(所得税についても同様)。

■その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式の ることとなる。 みを交付するものであること

- ■その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の 株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
- ■完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務 に引き続き従事することが見込まれていること
- ■適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件 及び特定役員継続要件を満たすこと
- 員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見 込みがあること等の要件を満たすこと

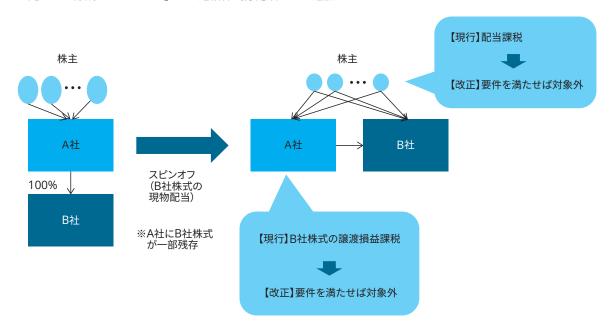
現行制度においては、スピンオフ(現物分配)を行う いても一定の要件を満たす場合には課税が繰り延べられ

改正により追加される類型

	項目	現行	改正案により追加される類型
株式分配			産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた 法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配 で完全子法人の株式が移転するもの
配の定義			その現物分配の <u>直後に</u> その法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の <u>20%未満となること</u>
適格要	対価要件	完全子法人株式のみが、株主の持株数 に応じて交付されること	同左

		·	
件	非支配要件	株式分配前に株式分配法人が他の者に より支配されておらず (非支配)、株 式分配後も非支配が継続することが見 込まれること	同左
	特定役員継続要件	特定役員のすべてが株式分配に伴って 退任するものではないこと	同左
	従業者継続従事要件	完全子法人の従業者のおおむね80% 以上がその業務に引き続き従事するこ とが見込まれていること	完全子法人の従業者の <u>おおむね90%以上</u> がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
	主要事業継続要件	完全子法人の主要な事業が引き続き行 われることが見込まれること	同左
	インセンティブ要件 (新設)	N/A	その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと

一定の「一部残しスピンオフ」の、適格株式分配類型への追加

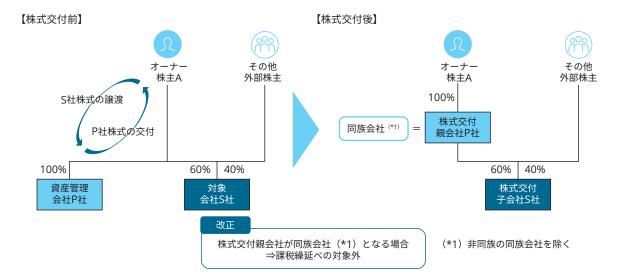


2. 株式交付についての特例の見直し

(1) 概要

会社法の株式交付のうち一定のものにより子会社化し た場合、株主における譲渡損益は、令和3年度税制改正 により課税を繰り延べられることとされている(株式等 を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)。株 式交付制度の創設後、当該措置の制度趣旨(株式対価 M&Aの促進)とは必ずしもそぐわない活用事例が確認

されていたことを背景として、今般の改正において課税 繰延べ要件について一定の厳格化が行われ、当該措置の 対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社(非 同族の同族会社を除く) に該当する場合が除外される (所得税についても同様)。例えば、次の図のように、株 式交付後に株式交付親会社が同族会社(非同族の同族会 社を除く)に該当する場合には、株式交付による課税の 繰延べから除外されることになる。



(2) 適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式 交付について適用される。

3. 企業再生に関する税制の見直し(貸倒 引当金等)

企業再生に関する税制について、次のとおり見直し及 び明確化が行われる。

(1) 私的整理法制の整備に伴う見直し

現行法上、企業の私的整理において債権者全員の同意 が必要とされ早期かつ迅速な事業再構築が行いづらいと の課題が存在している。コロナ後に向けたわが国企業の 事業再構築を容易にするため、今般の改正において債権 者の多数決決議と裁判所の許可による新たな私的整理法 制が整備されることを前提として、以下の制度の見直し が行われる。

制度	改正案	
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	貸倒引当金の繰入事由に、金銭債権に係る債務者についての事業再構築のための計画が成立したことに基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることを追加(その場合の繰入限度額はその金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とされる)(所得税についても同様)	
欠損金の繰越控除	控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実に事業再構築のための計画が 成立したことを追加	
仮装経理に基づく過大申告の場合の 更正に伴う還付の特例	還付請求の対象となる事実に事業再構築のための計画が成立したことを追加	

(2) その他企業再生税制の明確化

以下の制度について、再生計画認可の決定があったこ とに準ずる事実に関する取り扱いが明確化される。

- ■個別評価金銭債権に係る貸倒引当金:再生計画認可の 決定があったことに準ずる事実が本制度の対象となる 事由であることを明確化(所得税についても同様)
- ■欠損金の繰越控除:再生計画認可の決定があったこと に準ずる事実が生じた場合で資産の評価損益の計上を 行わないときは、民事再生等一定の事実による債務免 除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損 金を損金算入できる制度の適用があることを明確化

国際課税(デジタル課税等)

1. グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する 法人税(仮称)の基本的な仕組み

1)納稅義務者

内国法人(公共法人を除く)は、各対象会計年度(下 記6) 参照) の国際最低課税額(下記(2)参照) に対す る法人税を納める義務があることとされる。

2) 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等(下記3)参照)に属する 内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に ついて、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人 税を課することとされる。

3) 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等(次に 億5,000万ユーロ相当額以上であるものとされる。

掲げるものをいい、多国籍企業グループ等※1に該当す るものに限る)のうち、各対象会計年度の直前の4対象 会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7

- 連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に係 1 る企業集団のうち、最終親会社※2に係るもの
- 会社等(上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く)のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社 (2) 等の所在地国以外の国又は地域であるもの
- ※1 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国(その会社等の恒 久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む)が2以上ある場合のその企業グループ等そ の他これに準ずるもの及び上記②に掲げる企業グループ等をいう。
- ※2 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支配持分を直 接又は間接に有しないものに限る)をいう。

4) 所在地国の判定

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域とされる。

区分	国又は地域
①会社等(導管会社等を除く)	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令において課税上の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域
②導管会社等※	その設立された国又は地域
③恒久的施設等	恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国

※ 最終親会社等(上記3)①の最終親会社及び上記3)②に掲げる会社等をいう)であるもの又は国若しくは地域 の租税に関する法令において国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限ら れる。

5) 構成会社等の範囲

構成会社等(下記(2)参照)は、次に掲げるものとされる。

1	上記3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)	
2	①に掲げる会社等の恒久的施設等	
3	上記3)の②に掲げる会社等(政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く)	
4	③に掲げる会社等の恒久的施設等	

6) 対象会計年度

等の連結財務諸表等の作成に係る期間とされる。

7) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額 は、各対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)に 100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされる。

8) 申告及び納付等

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象 会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納

付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一 対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社 定の場合には、1年6月)以内に行うものとされる。

> ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額(課税標 準)がない場合は、当該申告を要しないこととされる。

なお、電子申告の特例等については、各事業年度の所 得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講 じられる。

9) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対 する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ る。

(2) 国際最低課税額 (課税標準)

る内国法人が属する特定多国籍企業グループ等のグルーた帰属割合を乗じて計算した金額の合計額とされる。 プ国際最低課税額(下記1)参照)のうち、次に掲げる

会社等に配賦される会社等別国際最低課税額(下記2) 国際最低課税額(下記3)参照)は、構成会社等であ 参照)に対して内国法人の所有持分等を勘案して計算し

- その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等(わが国を所在地国とするものを除く)
- ② | その特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等※(わが国を所在地国とするものを除く)
- ※ 「共同支配会社等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (i) 最終親会社等の連結財務諸表等において持分法 (ii) (i)又は(ii) に掲げる会社等の恒久的施設等 が適用される会社等で、その最終親会社等が直 接又は間接に有する所有持分の割合が50%以上 1)グループ国際最低課税額の計算 親会社等その他の一定の会社等を除く)
 - (ii) (i)に掲げる会社等の連結財務諸表等にその財産 プ国際最低課税額」とを合計した金額とされる。 及び損益の状況が連結して記載される会社等 を除く)

であるもの(特定多国籍企業グループ等の最終グループ国際最低課税額は、「構成会社等に係るグル ープ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグルー

このうち、「構成会社等に係るグループ国際最低課税 (政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等 額」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定め る金額の合計額とされる。

区分	金額	
①構成会社等の所在地国における国 別実効税率(※1)が15%(基準 税率)を下回り、かつ、その所在 地国に係る国別グループ純所得の 金額(※2)がある場合	A+B+C-D (マイナスの場合は零) (注) A・・・その所在地国に係る当期国別国際最低課税額 (※3) B・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額 (※4) C・・・その所在地国に係る未分配所得国際最低課税額 (※5) D・・・その所在地国に係る自国内国際最低課税額に係る税 (※6) の額	
②構成会社等の所在地国における国 別実効税率が基準税率以上であり、 かつ、その所在地国に係る国別グ ループ純所得の金額がある場合	(注) A・・・その所在地国に係る再計算国別国際最低課税額	
③構成会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合		

- ※1 「国別実効税率」とは、国別調整後対象租税額(その構成会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社 等の調整後対象租税額(下記5)参照)の合計額をいう)が、国別グループ純所得の金額のうちに占める割合 をいう。
- ※2 その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額(個別計算所得等(下記4)参照) の金額が零を超える場合におけるその零を超える額をいう)の合計額からその所在地国を所在地国とする全 ての構成会社等の個別計算損失金額(個別計算所得等の金額が零又は零を下回る場合のその零又はその零を 下回る額をいう)の合計額を控除した残額をいう。
- ※3 (i) に掲げる金額から (ii) に掲げる金額を控除した残額に、基準税率からその所在地国における国別実効税

率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。

- (i) 国別グループ純所得の金額
- (ii) 次に掲げる金額の合計額(実質ベースの所得除外額)
 - √ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等に係る給与その他の一定の費用の額の5%(経過 措置あり)に相当する金額
 - √ その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の有形固定資産その他の一定の資産の額の5% (経過措置あり) に相当する金額
- ※4 その対象会計年度前に開始した各対象会計年度(以下「過去対象会計年度」)における当期国別国際最低課税 額につき再計算を行うことが求められる場合において、当初の当期国別国際最低課税額がその過去対象会計 年度終了の日後に生じた一定の事情を勘案して再計算を行った当期国別国際最低課税額に満たないときのそ の満たない金額をいう。
- ※5 課税分配法(国別実効税率の計算において、特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等の所得につ いて、その所得が分配されたときに、その各種投資会社等の持分を有する構成会社等の所得として計算する 方法をいう)を適用した構成会社等(各種投資会社等に該当するものに限る)について、個別計算所得金額 のうち他の構成会社等に分配されなかった部分の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。
- ※6 わが国以外の国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グ ループ等に属する構成会社等に対して課される税(その国又は地域における国別実効税率に相当する割合が 基準税率に満たない場合のその満たない部分の割合その他の事情を勘案して計算される金額を課税標準とす るものに限る)又はこれに相当する税をいう。

なお、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社 うちに占める割合等を乗じて計算した金額とされる。 等に係る「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税 額」の計算については、基本的に「構成会社等に係るグーを除く)に係る会社等別国際最低課税額の計算について ループ国際最低課税額」の計算と同様とされる。

2) 会社等別国際最低課税額の計算

会社等別国際最低課税額は、「グループ国際最低課税 3) 国際最低課税額の計算 額」のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会 社等(わが国を所在地国とするものを除く)の所在地国 に係る上記1)の①から③までに定める金額に、その構 成会社等の個別計算所得金額がその所在地国を所在地国 とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額の

なお、共同支配会社等(わが国を所在地国とするもの も、基本的に構成会社等に係る会社等別国際最低課税額 の計算と同様とされる。

国際最低課税額は、内国法人が所有持分を有する次に 掲げる構成会社等(恒久的施設等を除く。3)において 同じ)の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計 算した金額を合計した金額とされる。

区分	金額
①その内国法人※1がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等(②に掲げるものを除く)	A×B (注) A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合(その内国法人の所有持分等を勘案して計算した割合をいう)
②その内国法人※1がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等※2	A×B-C(マイナスの場合は零) (注)A・・・その構成会社等のその対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額 B・・・帰属割合 C・・・A×Bのうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として計算 した金額

- ※1 その構成会社等の最終親会社等、中間親会社等(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に 対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中 間親会社等その他の一定の要件を満たす中間親会社等を除く。※2において同じ)又は被部分保有親会社等※ 3(その構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する 税を課することとされる他の被部分保有親会社等がその被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に 有する場合におけるその被部分保有親会社等を除く。※2において同じ)に限るものとし、その所在地国がわ が国でないものを除く。
- ※2 当該他の構成会社等(その構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に該当するものに限る)がそ の構成会社等のその対象会計年度に係る国際最低課税額等(その対象会計年度に係る国際最低課税額及び外 国におけるこれに相当するものをいう)を有する場合におけるその構成会社等に限る。

- ※3 「被部分保有親会社等」とは、次に掲げる要件の全てを満たす一定の構成会社等をいう。
 - (i) 特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配 会社等に対する所有持分を直接又は間接に有すること
 - (ii) その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が直接又は間接に有するその構成会 社等に対する一定の所有持分の割合が20%を超えること

なお、内国法人が所有持分を有する共同支配会社等に 得等の金額の計算と同様とされる。 係る国際最低課税額の計算については、基本的に内国法 人が所有持分を有する構成会社等に係る国際最低課税額 の計算と同様とされる。

4) 個別計算所得等の金額の計算

個別計算所得等の金額は、当期純損益金額(最終親会 社等の連結財務諸表等の作成の基礎となる構成会社等の 純損益をいう)につき、次に掲げる調整等を行って計算 した金額とされる。

- 恒久的施設等に係る個別財務諸表があるときは、その 個別財務諸表に基づいて、当該純損益金額のうち恒久 的施設等に帰せられる金額を計算する
- ■構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その ■外国子会社合算税制又は外国におけるこれに相当する 恒久的施設等に係る個別財務諸表がないときは、その 恒久的施設等が独立した会社等であるものとして、当 期純損益金額のうち恒久的施設等に帰せられる金額を 計算する
- ■当期純損益金額のうちに含まれる次に掲げる金額等を 除外する
 - ▶構成会社等が1年以上保有している所有持分又は一 定の保有割合を有する所有持分に係る受取配当等の 金額

▶国際海運所得等の金額

なお、共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額の額は、ないものとされる。 計算については、基本的に構成会計等に係る個別計算所

5) 調整後対象租税額の計算

調整後対象租税額は、国別実効税率を計算するための 基準とすべき税の額として構成会社等又は共同支配会社 等の当期純損益金額に係る対象租税(構成会社等又は共 同支配会社等の所得に対する法人税その他の一定の税を いう)の額及び税効果会計の適用により計上される対象 租税の調整額につき、次に掲げる調整等を行って計算し た金額とされる。

- ■構成会社等の恒久的施設等がある場合において、その ■個別計算所得等の金額の計算上、恒久的施設等に帰せ られる当期純損益金額がある場合には、その当期純損 益金額に対応する対象租税の額についても、恒久的施 設等に帰せられる金額を計算する
 - 税制により構成会社等又は共同支配会社等の所得相当 額に対して課された税額について、一定の方法により その構成会社等又は共同支配会社等に配分を行う

(3) 適用免除基準等

1) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(各種 投資会社等を除く。1)において同じ)が各対象会計年 度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、そ の構成会社等の所在地国における当期国別国際最低課税

- その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定 (1) 多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として計算した金額が1,000万ユーロ相当額に満たないこと
 - その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその対象会計年度の直前の2対象会計年度に係るその特定 多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として計算した金額が100万ユーロ相当額に満たないこと

なお、共同支配会社等に係る適用免除基準について も、基本的に構成会社等に係る適用免除基準と同様とさ れる。

2) 経過的な適用免除基準

一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過 的な適用免除基準が措置されるほか、所要の措置が講じ られる。

3) その他

(2)

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、 青色申告制度の対象外とされる。ただし、更正の理由付 ■特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税 記の対象とされ、推計課税の対象外とされる。

(4) 特定基準法人税額に対する地方法人税(国 税)(仮称)の創設

1) 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税 対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税 額に対する地方法人税を課することとされる。

2) 税額の計算

- ■特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税 対象会計年度の特定基準法人税額(課税標準)に907 分の93の税率を乗じて計算した金額とされる
- 額に対する法人税の額とされる(附帯税の額を除く)

3) 申告及び納付等

は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一 定の場合には、1年6月)以内に行うものとされる。

なお、電子申告の特例等については、基準法人税額に 対する地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講 じられる。

4) その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する 地方法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ る。

(5) 情報申告制度の創設

1) 概要

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である 内国法人は、次に掲げる事項その他必要な事項及び上記 (3)の1)の適用を受けようとする旨等(特定多国籍企 業グループ等報告事項等)を、各対象会計年度終了の日 の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に、 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、納 税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととさ れる。

- ■特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称
- ■その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率
- ■その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課 税額

2) 提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国 の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係る特定 多国籍企業グループ等報告事項等の提供をわが国に対し て行うことができると認められるときは、その特定多国 籍企業グループ等報告事項等の提供義務者である内国法 人の提供義務を免除することとされる。

ただし、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供 義務が免除される内国法人は、その特定多国籍企業グル

ープ等の最終親会社等に関する情報(最終親会社等届出 特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付 事項)を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月 (一定の場合には、1年6月) 以内に、電子情報処理組織 を使用する方法 (e-Tax) により、納税地の所轄税務署 長に提供しなければならないこととされる。

3) その他

特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚 偽報告に対する罰則が設けられる。

(6)適用関係

1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税 (上 記 (1))

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年 度から適用される。

2) 特定基準法人税額に対する地方法人税(上記(4))

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会 計年度から適用される。

3)情報申告制度(上記(5))

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年 度の国際最低課税額に対する法人税について適用され る。

2. 外国子会社合算税制等の見直し

(1) 概要

グローバル・ミニマム課税への対応に伴い導入される 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮 称)による企業の追加的な事務負担の軽減を図るため、 内国法人に係る外国子会社合算税制について、次の見直 しが行われるほか、所要の措置が講じられる。また、居 住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である 内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等 の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置 が講じられる。

項目	改正案	
特定外国関係会社に対する会社単位の 合算課税適用判定に係る租税負担割合	特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上(現行:30%以上) である場合には、会社単位の合算課税の適用が免除される	
申告書添付要件	 ■申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとされる ▶部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社 ▶部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社 ■申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類(株主等に関する事項を記載するものに限る)の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされる 	

(2) 適用関係

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始 する事業年度について適用される。

その他

1. 防衛力強化に係る財源確保のための税

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳

出・歳入両面から安定的な財源を確保するための税制措 置が予定されている。これらの措置は、令和6年度以降 複数年かけて段階的に実施することとされ、令和9年度 において、1兆円強を確保することとされている。

具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、 以下の措置がとられる予定である。

税目	措置案	施行時期
法人税	■新たな付加税が課される ▶付加税=法人税額×税率4~4.5% ▶中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500 万円が控除される	
所得税	■当分の間、新たな付加税が課される ▶付加税=所得税額×税率1% ■復興特別所得税:税率が1%引き下げられるとともに、課税期間が延長される ▶延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとされる	令和6年以降 の適切な時期
たばこ税	■3円/1本相当の引上げが、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施される	

個人所得課稅

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA) の抜本的拡充・恒久化

中間層が資本市場へ参加することが可能で、かつその 果実を享受することが可能となることを目指して、令和 6年以降NISAが抜本的に拡充されるとともに現在の期間 を定めた制度から恒久的な措置へと改組される。

(1) NISAの抜本的拡充

改正前のNISAに基づく株式等の買付けは令和5年末で 終了し、令和6年以降、「つみたてNISA」に代わる制度 として「つみたて投資枠」(一定の投資信託を対象とす る長期・積立・分散投資の枠)が設けられ、また、「一 般NISA」に代わる制度として「成長投資枠」(上場株式 等への投資枠)が設けられる。これらの枠は併用が可能 であり、下表のとおり年間投資上限額が抜本的に拡充さ れる。

【年間投資上限額(非課税枠)】

	改正前	改正案
つみたて投資枠 (つみたてNISA)	40万円	120万円
成長投資枠 (一般NISA)	120万円	240万円

(2) NISAの恒久化と非課税限度総額の設定

つみたてNISAは非課税保有期間が20年、一般NISAは 非課税保有期間が5年間とそれぞれ期間が限られていた が、期間を定めない恒久的な制度へと改組される。これ に伴い、年間投資上限額とは別に、下表のとおり非課税 限度総額が定められる。

【非課税限度総額】

	改正前	改正案
つみたて投資枠 (つみたてNISA)	800万円 (40万円×20年)	成長投資枠と合 計で1,800万円
成長投資枠 (一般NISA)	600万円 (120万円×5年)	1,200万円
合計	1,400万円	1,800万円

(3) NISAの非課税口座内で保有している商品 の取扱い

つみたてNISA及び一般NISAについて、令和5年末で 買付けを終了するが、非課税口座内にある商品は、新制 度による非課税限度額とは別に現行の取扱いが継続され

2. スタートアップへの再投資に係る非課 税措置の創設など(エンジェル税制の 拡充・改正)

スタートアップへの資金供給を強化するため、保有す る株式を売却してスタートアップに再投資をする場合の 優遇税制が創設されるほか、エンジェル税制の拡充・改 正などが行われる。

(1) スタートアップへの再投資に係る非課税措 置の創設

保有株式を売却し、一定のスタートアップに再投資す る場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度 が創設される。中小企業等経営強化法施行規則の改正を 前提に、居住者等が、一定の要件を満たす特定株式(そ の会社の設立の際に発行される株式)を払込みにより取 得をした場合には、その取得をした年の一般株式等に係 る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金 額から、以下のいずれか低い金額を控除することが可能

- ■その特定株式の取得に要した金額の合計額
- ■その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の 金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額 現行のエンジェル税制では、対象となる法人につい て、その法人の設立経過年数に応じて、新事業活動従事 者数の要件などが定められているが、創設される制度の 対象となる法人の株式は、設立の際に発行される株式で 以下の要件を満たす株式とされており、現行エンジェル 税制との選択適用となる。
- ■設立の日以後の期間が1年未満の中小事業者であるこ Y
- ■販売費・一般管理費の出資金額に対する割合が100分 の30を超えることなどの要件を満たすこと
- ■特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式 の総数の100分の99を超える会社でないこと
- ■上場会社でないこと
- ■発行済株式総数の2分の1を超える数の株式が一の大 規模法人及びその大規模法人と特殊関係のある法人に 所有されている法人でないこと など

(2) エンジェル税制の改正

現行のエンジェル税制についても、その適用対象法人 及び適用対象となることの確認申請に必要な書類などに ついて改正・簡素化が行われるほか、その控除金額の計 算方式も創設される非課税措置に準じた方式に改正され る。

(3) 所定のスタートアップに係るストックオプ ション税制適用要件の緩和

特定の取締役等が受けるストックオプションの行使に よる利益については、行使時の課税を行わず、その取得 した株式を譲渡するまで課税が繰り延べられる(ストッ

クオプション税制)が、この特例の適用要件の一つとし て、付与契約において、ストックオプションの行使期間 が付与決議後2年から10年とされている必要がある。ス タートアップの事業展開を後押しする観点から、この行 使期間の上限が15年とされる。この改正の対象となる スタートアップは、設立の日以後の期間が5年未満の未 上場の株式会社で所定の要件を満たすものとされてい る。

3. 極めて高い水準の所得に対する負担の 滴正化.

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に ついて最低限の負担を求める以下の措置が平成7年分以 後の所得税に導入される。

各種所得を合算した所得金額(基準所得金額)から特 別控除額(3.3億円)を控除した金額に、22.5%の税率 を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合 に、その超過した差額を追加的に申告納税することとさ れる。

- (基準所得金額*-3億3,000万円)×22.5%> 基 準所得税額**
- ■追加納付する税額 → 基準所得税額との差額を申告 納税
 - * 基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資 する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益や NISA制度の非課税所得は対象から除外されるが、申 告不要制度の対象となる配当や上場株式の譲渡所得等 は合算した後の合計所得金額(政策的な観点から設け られている特別控除は控除後の金額)となる
 - ** 基準所得税額は、外国税額控除を考慮しないで 基準所得金額に対して計算した税額

例えば、所得の総額が配当・譲渡所得などの分離課税 の対象となる投資所得である場合を考えると、以下のよ うに、おおむね所得金額が10億円程度を超えるとこの 制度の対象になるものと考えられる。

【所得の総額が株式の配当及び譲渡所得で分離課税(所得 税15%)の対象となるケース】

所得10億円の場合

- ▶ (10億円 3億3,000万円) × 22.5% = 1億 5.075万円
- ▶10億円 × 15% = 1億5,000万円 (基準所得

この措置による税額と基準所得税額がほぼ同額となるこ とから、このような所得構成の場合には、所得金額10億 円が適用の目安となると考えられる。

4. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特 例がある場合の納税猶予の見直し

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(出国税)の 適用がある場合の納税猶予について、次の措置がとられ る。

■納税猶予の適用を受けようとする者が質権の設定がさ れていないこと等の要件を満たす非上場株式を担保と して提供する場合において、その者が当該非上場株式 を担保として提供することを約する書類その他の書類 を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずに その担保の提供ができることとされる。

持分会社の持分を有する場合にも同様の取扱いとな り、また、贈与等により非居住者に資産が移転した場合 の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予につい ても同様の措置がとられる。

出国税の適用対象となる場合に、担保の提供等を要件 として納税の猶予の適用が可能となり、この納税の猶予 の適用を前提として認められている各種の不利益の緩和 措置(二重課税が生じた場合の調整など)がある。保有 資産の多くが未上場株式である場合に担保の提供が困難 であることから、このような不利益緩和措置が適用でき ない場合があったが、この改正により、このような問題 の解消が期待される。

資産課税

1. 相続時精算課税制度の見直し

贈与時に贈与者1人につき累積2,500万円までが非課 税となり、贈与者の相続時に贈与財産の価額を相続財産 の価額に加算して相続税額が計算される制度(相続時精 算課税制度)について、使い勝手を向上させ、少額贈与 に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、 一部要件の見直しが行われる。

(1) 年間110万円の基礎控除の導入

暦年課税の基礎控除110万円とは別に、相続時精算課 税制度についても基礎控除110万円が導入され、贈与者 の相続時に相続財産の価額に加算される贈与財産の価額 は、当該110万円を控除した後の残額とされる。

	現行	改正案
贈与税の 控除枠	贈与者1人につき、累積2,500万円	左記+年間110万円
相続財産への 加算対象	相続時精算課税制度の適用を受けた すべての贈与財産の価額	左記から年間110万円以下の 贈与財産を除いた価額

上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

(2) 贈与財産が災害を受けた場合の再計算

相続時精算課税制度の適用を受けた場合、贈与時の価 額を相続財産の価額に加算して相続税が計算されるが、 一定の土地又は建物が贈与日から贈与者に係る相続税のれる。

申告期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場 合には、当該土地又は建物の贈与時の価額から当該被害 を受けた部分に相当する額を控除して相続税額が計算さ

	現行	改正案
土地・建物が贈与後	贈与時の価額を	災害で一定の被害を受けた場合は
に災害を受けた場合	相続財産の価額に加算する	相続時に再計算する

上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用される。

2. 相続開始前に贈与があった場合の相続 税の課税価格への加算期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の 開始前に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を 取得したことがある場合には、当該贈与財産の価額を相 続財産の価額に加算して、相続税額が計算されるが、資 産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく 観点から、加算期間等の見直しが行われる。

加算期間を相続の開始前7年間に延長し、延長した4 年間に受けた贈与財産について総額100万円までは相続 財産の価額に加算されない。

	現行	改正案
贈与財産の加算期間	相続の開始前3年間	相続の開始前7年間
相続財産に加算され る贈与財産に対する 控除の有無	無し	100万円の控除有り (相続の開始前3年超〜7年間の贈与財産 が加算される場合に限る)

上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用される。

(令和6.1.1~相続開始日までを加算)

例えば、相続開始日が次の日である場合の加算対象期間は次のようになる。

- ■令和8.10.1に相続が開始した場合、令和5.10.1以後の贈与財産が加算(∴3年間)⇒現行どおり
- ■令和9.10.1に相続が開始した場合、令和6.1.1以後の贈与財産が加算(∴3年9カ月)⇒経過措置期間 ※令和6.1.1~令和6.9.30までの贈与財産が加算される場合には100万円の控除有り
- ■令和13.10.1に相続が開始した場合、令和6.10.1以後の贈与財産が加算(∴7年間)⇒完全移行 ※令和6.10.1~令和10.9.30までの贈与財産が加算される場合には100万円の控除有り

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非 課税措置の見直し

期間

父母・祖父母などの直系尊属からの贈与により、教育 に充てるための資金を信託受益権等として取得した場 合、1,500万円までは贈与税が非課税となる当該制度に つき、一部要件の見直しが行われた上で、3年延長され る。

(1) 適用期間の延長

適用期間が、令和5年4月1日から令和8年3月31日ま で3年延長される。

(2) 相続税の課税範囲の拡大

教育資金に係る信託等があった日から教育資金口座に 係る契約終了日までの間に贈与者が死亡した場合におい て、当該贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を 超えるときは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除 した残額が相続税の課税対象となる。

	現行	改正案
残額に対する相続 財産への加算の有無	受贈者が23歳未満等である場合には 相続財産への加算無し	受贈者の年齢にかかわらず、贈与者の相 続税の課税価格の合計額が5億円を超え る場合は、相続財産への加算有り

上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用される。

(3) 教育資金口座に係る契約終了時の税率等

- ■受贈者が30歳に達するなどにより教育資金口座に係 る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金 支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一 般税率が適用される。
- ■教育資金の対象範囲に、都道府県知事等から国家戦略 特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有す る者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明 書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料 等が追加される。
- ■上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受 益権等に係る贈与税又は同日以後に支払われる教育資 金について適用される。

4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈 与税の非課税措置の見直し

父母・祖父母などの直系尊属からの贈与により、結

婚・子育てに充てるための資金を信託受益権等として取 得した場合、1,000万円までは贈与税が非課税となる当 該制度につき、一部要件の見直しが行われた上で、2年 延長される。

(1) 適用期間の延長

適用期間が、令和5年4月1日から令和7年3月31日ま で2年延長される。

(2) 結婚・子育て資金口座に係る契約終了時の

受贈者が50歳に達するなどにより結婚・子育て資金 口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から結 婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課され るときは、一般税率が適用される。

上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受 益権等に係る贈与税について適用される。

消費課税

1. 適格請求書等保存方式(インボイス制 度)に係る負担軽減のための見直し

令和5年10月1日から適用が開始される適格請求書等 保存方式(以下「インボイス制度」)について、円滑な 制度移行のために、事業者の負担軽減等を目的として次 の見直しが行われる。

(1) 小規模事業者に係る納税額軽減に関する経

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8 年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税 事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事 業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度 の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期 間における課税標準額に対する消費税額(売上税額)か ら控除する金額を、当該売上税額の8割とすることによ り、納付税額を売上税額の2割とすることができる。

上記は、確定申告書に適用を受ける旨を付記すること で適用が可能とされ、これにより売上額・収入金額のみ に基づいて納付税額計算が可能となり、簡易課税制度を 適用する場合よりも、届出や業種区分が不要となるため 事務負担が軽減される。

なお、上記の措置は、以下の課税期間においては適用 されない。

- ①課税期間の特例(課税期間の短縮)の適用を受ける課 税期間
- ②令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書を提出 していたことにより、事業者免税点制度の適用を引き 続き受けられないこととなる場合の、令和5年10月1 日の属する課税期間

また、上記の適用を受けた適格請求書発行事業者が、 当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税 制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務 署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期 間から簡易課税制度の適用が認められる。

(2) 中小事業者の少額な課税仕入れに係る事務 負担軽減に関する経過措置

次のいずれかに該当する事業者が、令和5年10月1日

から令和11年9月30日までの間に国内において行う課 税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額 が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された 帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められる。

①基準期間における課税売上高が1億円以下

②特定期間における課税売上高が5,000万円以下

現行制度では、税込3万円未満の課税仕入れに係る仕 入税額控除の適用については請求書等の保存は不要とさ れているが、インボイス制度以降は、原則として課税仕 入れの金額にかかわらず適格請求書等の保存が必要であ る。改正案では、上記一定規模以下の事業者が行う税込 1万円未満の課税仕入れに係る仕入税額控除の適用につ いては、6年間の経過措置として適格請求書等の保存が 不要とされる。

(3) 少額な適格返還請求書の交付義務免除

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未 満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免 除される。

これは、買手が仕入れ代金等を支払う際に振込手数料 を売手負担として差し引く場合において、インボイス制 度以降の実務対応として、①売手の売上値引き、②買手 からの支払手数料、③買手の売手に対する立替金、のい ずれかの処理方法があり、①売手の売上値引きとして処 理する場合には、売手に適格返還請求書の交付義務が生 じることによる事務負担の増加が懸念されていた。この 改正により、①売手の売上値引きとして処理する場合の 事務負担が軽減される。

上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲 渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用 される。

(4) 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直し が行われる。

1) 登録申請書の提出期限

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提 出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合の 登録申請書の提出期限が改正される。

	現行	改正案
提出期限	当該課税期間の初日の前日から起算して <u>1月前の日</u>	当該課税期間の初日から起算して <u>15日前の日</u>

2) 登録の取消しを求める届出書の提出期限

適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書 を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初

日から登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限 が改正される。

	現行	改正案
提出期限	その提出があった課税期間の末日から起算して 30日前の日の前日	当該翌課税期間の初日から起算して 15日前の日

3) 登録等に関する経過措置を適用した場合の取扱い

用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者 の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書 に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録 希望日として記載するものとされる。

この場合において、当該登録希望日後に登録がされた ときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされ る。

4) インボイス制度開始時から登録を受ける場合の登録 申請書の記載事項

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を 受けようとする事業者が、その申請期限である令和5年 3月31日後に提出する登録申請書には、申請期限までに 登録申請書を提出できない「困難な事情」を記載するこ ととされていたが、改正案では「困難な事情」の記載が ない場合でも運用上改めて記載は求められないとされ る。

納税環境整備

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

令和3年度税制改正及び令和4年度税制改正を通じて、 電子帳簿等保存制度は大きく見直され、事前承認制度の

廃止や電子取引に係る電磁的記録の保存に係るルールの 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適 見直し等が行われている。令和5年度税制改正において も申告・納税等の税務手続のデジタル化の推進等の観点 から、企業等の事務負担軽減やバックオフィスの効率 化、国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業 者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適 正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、更な る利便性向上、利用促進等を図るための所要の見直しが 講じられる。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保 存制度の見直し

信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点か ら、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子 帳簿について、その範囲を合理化・明確化することによ り、一層の普及・一般化を図るために以下の措置が講じ られる。

1) 概要

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国 税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要 件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿(以 下「優良な電子帳簿」)に係る過少申告加算税の軽減措 置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子 帳簿の範囲が次のとおりとされる。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲

現行	改正案
 仕訳帳 総勘定元帳 その他必要な帳簿の全て 	 ① 仕訳帳 ② 総勘定元帳 ③ 上記①及び②以外の帳簿で、以下の記載事項に係る帳簿 ・手形(融通手形を除く)上の債権債務に関する事項 ・売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む)その他債権に関する事項(当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く) ・ 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む)その他債務に関する事項 ・ 有価証券(商品であるものを除く)に関する事項(申告所得税に係る優良な電子帳簿にあっては当該事項を除く) ・ 減価償却資産に関する事項 ・ 繰延資産に関する事項 ・ 売上げ(加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む)その他収入に関する事項 ・ 仕入れその他経費又は費用(法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く)に関する事項

2) 適用関係

が到来する国税について適用される。

上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見 1) 概要

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る 見直しが行われる。

観点から、更なる要件の緩和措置が講じられる。

項目	現行	改正案
見読可能性	国税関係書類をスキャナで読み取った際に、以下の情報を保存する必要がある ・解像度及び階調に関する情報 ・当該国税関係書類の大きさに関する情報	左記の国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止される
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はそ の者を直接監督する者に関する情報を確認すること ができるようにしておく必要がある	左記の国税関係書類に係る記録事項の入 力者等に関する情報の確認要件が廃止さ れる
帳簿相互関連性	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国 税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との 間において、相互にその関連性を確認することがで きるようにしておく必要がある	左記の帳簿相互関連性を確保する対象と される書類が、契約書・領収書等の重要 書類に限定される

2) 適用要件

国税関係書類について適用される。

上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる れるとともに、他者から受領した電子データとの同一性 が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検 索要件について緩和措置が講じられる。

の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じら

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保 存制度の見直し

現行の宥恕規定が令和5年12月31日で廃止される一 方で、システム対応が間に合わなかったことにつき相当いて、次の見直しが行われる。

1) 概要

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度につ

項目	現行	改正案
保存方法	 法令の定める保存要件に従って、電磁的記録(電子データ)を保存しなければならない 令和5年12月31日までは、下記①・②の両方の要件を充足する場合に、法令に定める保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる宥恕規定が設けられている ①保存義務者において当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると納税地等の所轄税務署長が認めること ②当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること 	左記の宥恕規定が令和5年12月31日で廃止される一方で、以下の措置が講じられる 保存義務者が行う電子取引につき、下記①・②の両方の要件を充足すれば、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる①納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めること ②当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録のメウンロードの求め及び当該電磁的記録のよ力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること
改ざん防止措置	改ざん防止措置の1つとして、取引情報の授受後 最長約2カ月以内に、電磁的記録の記録事項にタ イムスタンプを付すとともに、 <u>保存を行う者又は</u> 監督者の情報を確認できる必要がある	左記の電磁的記録の保存を行う者等に関する情報 の確認要件が廃止される

以下の要件を充足した検索要件を確保する必要が

①取引等の年月日、取引金額、取引先について検 索設定できること

検索要件

②日付又は金額は範囲指定により検索できること ③2つ以上の項目を組み合わせて検索できること ※上記②③については、国税庁等の職員からのダ ウンロードの求めに応じて対応できる場合には 不要となり、さらに売上高が1,000万円以下で ある事業者は、全ての検索要件の確保が不要

保存義務者が国税庁等の職員の質問検査権に基づ く電磁的記録のダウンロードの求めに応じること ができるようにしている場合には検索要件の全て が不要とされる措置(左記下線部)について、対 象者が次のとおりとされる

- その判定期間における売上高が5,000万円以下 (現行:1,000万円以下) である保存義務者
- その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及 び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の 日付及び取引先ごとに整理されたものに限る) の提示又は提出の求めに応じることができるよ うにしている保存義務者

2) 適用時期

上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の 取引情報に係る電磁的記録について適用される。

2. 加算税制度の見直し

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等 の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうよう な事例が生じている中、申告義務を認識していなかった とは言い難い無申告について以下の措置が講じられる。

(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合 の引上げ

無申告加算税の割合について、納付すべき税額が300 万円を超える部分に対する割合が30%※1に引き上げら れる。

※1. 調査通知以後に、かつ、その調査があることによ り更正又は決定があるべきことを予知(以下「更 正予知」)する前にされた期限後申告又は修正申 告に基づく無申告加算税の割合については、上記 の納付すべき税額が300万円を超える部分に対す る割合については25%に引き上げられる。

区分	納付すべき税額の区分	現行	改正案
法定申告期限等の翌日から 調査通知前までに課されるもの	_	5%	同左
	50万円以下	10%	同左
調査通知以後に、かつ、 更正予知する前に課されるもの	50万円超300万円以下	- 15%	同左
	300万円超		25%
更正予知以後に課されるもの	50万円以下	15%	同左
	50万円超300万円以下	200/	同左
	300万円超	20%	30%

- について、納付すべき税額が300万円を超えることに つき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に 関する所要の措置がとられる。
- ■地方税の加算金制度についても同様の改正が予定され ており、納付すべき税額が300万円を超える部分に対 する不申告加算金の割合を30%に引き上げる措置が とられる。

(2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対 する無申告加算税の加重措置の整備

過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあ る場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重 する措置の対象に、次のものが加えられる。

- ■納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合 ■期限後申告等※1があった場合において、その期限後 申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の 属する税目について、無申告加算税等※2を課された ことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課 決定をすべきと認められるときに、その期限後申告等 に基づき課される無申告加算税等
 - ※1. 期限後申告等とは、期限後申告若しくは修正申告 (調査通知前に、かつ、更正予知する前にされた ものを除く)又は更正若しくは決定をいう。
 - ※2. 無申告加算税等とは、無申告加算税(期限後申告 又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知 する前にされたものであるときに課されたものを 除く) 若しくは無申告加算税に代えて課される重 加算税をいう。

加算税の区分	納付すべき税額の区分	加算措置の 適用がない場合	加算措置(改正案)の 適用がある場合
無申告加算税	50万円以下	10%	20%
(調査通知以後に、かつ、	50万円超300万円以下	15%	25%
更正予知する前に課されるもの)	300万円超※3	25%	35%
	50万円以下	15%	25%
無申告加算税 (更正予知以後に課されるもの)	50万円超300万円以下	20%	30%
	300万円超※3	30%	40%
重加算税 (無申告加算税に代えて課されるもの)	一律	40%	50%

※3. 上記(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げの改正も実施された場合の税率を記載している。

- 加算税及び重加算税(無申告加算税に代えて課される ものを除く) については、上記の見直しの対象外とさ
- ■地方税の加算金制度についても同様の改正が予定され ており、不申告加算金の割合又は不申告加算金に代え て課される重加算金の割合について、それぞれその割 合に10%加算する措置がとられる。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が 到来する国税及び地方税について適用される。

関税

1. 暫定税率等の見直し

加糖調製品(6品目)について、暫定税率が引き下げ られる。また、関税分類の国際会議であるHS委員会に おける関税分類変更を受け、プロポリス原塊とセルラー バンブーパネルについて税細分を新設の上、現行と同じ 水準の関税率が設定される。

2. 急増する輸入貨物への対応

(1) 輸入申告項目の追加

現行の輸入申告項目に対し、新たに「通販貨物に該当 するか否か」(ECプラットフォームを利用して販売した 通販貨物の場合は「ECプラットフォームの名称」を含 む)及び「国内配送先」の項目が追加される。さらに、 虚偽申告輸入罪の適用可能性を考慮し、現行の「輸入者 の住所及び氏名」が政令上の輸入申告項目として追加さ れる。

(2) 税関事務管理人制度の見直し

非居住者が自ら輸入者となり貨物を輸入する場合に、 輸入申告等の事務を処理させるために、国内に住所等を

■過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付 有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出 る制度において、税関長が非居住者及び税関事務管理人 による取引実態を把握し、非居住者に連絡できるように することで審査や事後調査の実効性を高めるため、以下 の事項を可能とする規定が整備される。

- ■税関長が非居住者に対し、税関事務管理人の届出がな い場合に、期限を指定して税関事務管理人の届出を求 める
- ■非居住者が期限までに税関事務管理人を届け出ない場 合に、税関長が一定の国内関連者(非居住者が利用す るECプラットフォームを運営する事業者等)を特定 税関事務管理人として指定する
- ■特定税関事務管理人は保税地域からの引取りに係る関 税・内国消費税に関する一定の事項を処理することと する
- ■税関事務管理人の届出項目に、「届出者(非居住者) の事業」、「届出者(非居住者)と税関事務管理人との 関係」等が追加されるとともに、届出を行う非居住者 に対して税関事務管理人との委任関係を証する書類の 提出を求める

3. 納税環境整備

(1) 加算税制度の見直し

内国税に関する無申告加算税の割合の引上げに伴い、 関税の無申告加算税制度においても、納税額が300万円 を超える部分に係る割合が20%から30%に引き上げら れる等の改正が行われる。詳細は前記の納税環境整備を 参照されたい。

(2) 関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

内国税の国税関係書類の電子取引の取引情報に係る電 磁的記録の保存要件緩和及びスキャナ保存制度において 求められる保存要件緩和に伴い、関税関係書類において も同様に保存要件が緩和される。詳細は前記の納税環境 整備を参照されたい。

以上

会計基準等開発動向

2023年1月6日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計 基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理(リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。)について検討が行われている。	2019年3月に、借手のすべてのリースについて 資産及び負債を認識するリースに関する会計基 準の開発に着手することが決定された。 現在までに、関連する業界団体から意見聴取を 行った後、各論点について検討を行い、公開草 案の公表に向け審議が進められている。
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)と米国会計基準におけるモデル(CECLモデル)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
金融商品取引法上の 「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の 「暗号資産」に該当 するICOトークンの 発行・保有等に係る 会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf)が公表されている。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を 受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行 及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検 討が行われている。	2022年8月より検討が開始されている

項目	内容	ステータス
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の 改正について、今後、企業会計基準第27号「法 人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計 に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の 改正の要否を検討する。とともに、その成立日 以降に決算日を迎える企業の会計処理について の対応の必要性の有無について検討することが 予定されている。	2023年1月から検討を開始することが予定されている。
子会社株式及び関連 会社株式の減損との れんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議(2022年7月20日)では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案	2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開言がなされたことを踏まえ、有価証券報告書等」)の以下の記載事項について、所要の改正を行うもの。【1】サステナビリティに関する企業の取組みの開示 (1)サステナビリティに関する企業の取組みの開示 (2)人的資本、多様性に関する開示 (開示府令第二号様式記載上の注意「(29)従業員の状況」、「(30-2)サステナビリティに関する考え方及び取組」及び開示ガイドライン)(3)サステナビリティ情報の開示における考え方及び取組」及び開示ガイドライン)(3)サステナビリティに関する常力、「記述情報の開示に関する原則」)【2】コーポレートガバナンスに関する開示(第二号様式記載上の注意「(54)コーポレート・ガバナンスの概要」、「(56)監査の状況」及び「(58)株式の保有状況」等)【3】その他 EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めたり、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の改正を行う。	2022年11月7日付で左記改正案が公表された。 2022年12月7日で意見募集は終了している。 なお、改正後の規定は公布の日から施行する予 定とされている。 また、改正後の「企業内容等の開示に関する内 閣府令」等の規定は、2023年3月31日以後に終 了する事業年度に係る有価証券報告書等から適 用予定とされている。

ついて(公開草案)

統制の評価及び監査|部統制報告制度は、財務報告の信頼性の向上に|2023年1月19日まで意見募集が行われている。 る実施基準の改訂に│慮していないのではないか等の制度の実効性に│れている。 関する懸念が指摘されており、また、国際的な 内部統制の枠組みにおいて、経済社会の構造変 化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に 対処するために改訂が行われているものの、我 が国の内部統制報告制度ではこれらの点に関す る改訂が行われていなかった。

こうしたことから、内部統制の実効性向上を図 る観点から、内部統制の基本的枠組み、経営者 による内部統制の評価と報告、監査人による内 部統制監査、及び内部統制報告書の訂正時の対 応等について議論が行われ、その議論を踏まえ

た改訂案をとりまとめたものである。

財務報告に係る内部|金融商品取引法により平成20年に導入された内|2022年12月15日付で左記公開草案が公表され、 の基準並びに財務報 │ 一定の効果があったと考えられる一方で、経営 │ なお、改訂後の基準及び実施基準は、2024年4 告に係る内部統制の|者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務|月1日以後開始する事業年度における財務報告に 評価及び監査に関す│報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考│係る内部統制の評価及び監査から適用予定とさ

告

金融審議会「ディス 2022年6月に公表した「ディスクロージャーワ クロージャーワーキーーキング・グループ報告」において、中長期的 ング・グループ」報 な企業価値向上につながる資本市場の構築に向 け、サステナビリティ情報等の非財務情報の開 示充実の施策や四半期開示の見直しに係る施策 を取りまとめており、同報告書では、四半期開 示について、金融商品取引法上の四半期報告書 (第1・第3四半期)を廃止して取引所の四半期決 算短信に「一本化」する方向性が示されたが、 この具体化に向けた課題や、併せて、サステナ ビリティ開示に関し、我が国におけるサステナ ビリティ基準委員会(SSBJ)の役割の明確化や ロードマップについて、引き続き検討すること とされていた。これらの事項を検討すべく、 2022年10月から4回にわたり審議が行われ、そ の検討結果をとりまとめたものである。

2022年12月27日付で左記報告が公表された。

語、様式及び作成方 (案) について 法に関する規則の一 令 (案)」等

「連結財務諸表の用│1.連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令│

ASBJが公表した企業会計基準第27号「法人税、 部を改正する内閣府 | 住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改 | 予定とされている。 正(2022年10月28日公表)を受け、連結財務 諸表規則について所要の改正を行うもの。

> 2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定 める企業会計の基準を指定する件の一部改正 (案) 等について

> (1) ASBJが2022年12月31日までに公表した会 計基準を、連結財務諸表規則第1条第3項及び財 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準とするもの。

> (2)国際会計基準審議会が2022年12月31日まで に公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則 第93条に規定する指定国際会計基準とするもの。

2022年12月27日付で左記改正案が公表され 2023年1月31日まで意見募集が行われている。 なお、改正後の規定は、公布の日から施行する

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法施行規則等の一部を改正する省令案	事業報告に記載又は記録すべき事項の一部、貸借対照表及び損益計算書に記載又は記録すべき事項並びに連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載又は記録すべき事項について、電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面(電子提供措置事項記載書面)に記載することを要しない事項とするとともに、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項においても同様の見直しをするため、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)並びに会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第45号)の改正を行うもの。	2022年12月26日付で、左記省令案に対する意見募集の結果が公表されるとともに、会社法施行規則等の一部を改正する省令(法務省令第43号)として公布され同日より施行された。 ただし、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定は、2023年3月1日から施行するとされている。

会計情報

発行日 令和5年1月20日(毎月20日発行)

第558 2月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 二重橋ビル

Tel.03-6213-1070 Fax.03-6213-1145

MailAddress:trc_mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーステームであり、保証有限責任会社です。プロイト アパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (*DTTL*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

